

令和元年度第2回

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

会 議 録

板橋区総務部区政情報課

令和元年度第2回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

- 1 開催年月日 令和元年11月14日(木)
- 2 開催場所 板橋区役所北館11階第三委員会室
- 3 審議会委員
- | | |
|-----|-----------|
| 会長 | 佐藤 信行 |
| 副会長 | 岩隈 道洋 |
| 委員 | 西田 美樹 |
| | 高木 祥勝(欠席) |
| | 河野 雅子 |
| | 藤崎 弘道(欠席) |
| | 真野 英人 |
| | 新谷 節子 |
| | 川原 清美 |
| | 田中 やすのり |
| | さかまき 常行 |
| | 荒川 なお |
| | 中妻 じょうた |
| | 橋本 正彦 |
| | 中川 修一 |
- 4 事務局 総務部長
区政情報課長
IT推進課長
- 5 関係課長 保育サービス課長
国保年金課長
戸籍住民課長
納税課長
介護保険課長
健康推進課長
おとしより保健福祉センター所長

午前9時00分 開会

○区政情報課長 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、令和元年度第2回目板橋区情報公開及び個人情報保護審議会を始めさせていただきます。

配布資料は、次第に記載の資料1から資料4まででございます。資料がお手元にないうでしたら、お申しつけください。

それでは、これからの会議の進行につきましては、佐藤会長にお願いしたいと存じます。

○会長 おはようございます。

何か交通関係のトラブルがあったそうで、まだ高木委員と西田委員はお着きではございませんけれども、定足数に達しておりますので、開始したいと存じます。

ただいまから、令和元年度第2回情報公開及び個人情報保護審議会を開始いたします。

傍聴のお申し出はないというふうに承っておりますので、そのまま進めます。

本日の議題は、個人情報保護制度に基づく諮問事項についての審議が、諮問案件として2件。そのほか、特定個人情報保護評価についての諮問と、事務局からの報告事項が2件ございます。

効率的な議事に努めたいと存じますので、ご協力のほど、お願いいたします。

なお、本日も関係の課長の皆さんに出席をいただいております。質問の内容によりましては、関係課長よりお答えいただくことになると思いますので、その点もご了承ください。

それでは初めに、資料1の諮問事項1、AIを活用した保育所入所選考ツール等に関する設定・保守委託等について、事務局から説明をお願いいたします。

○区政情報課長 それでは、資料1をご用意いただけますでしょうか。

1項目目、ページを開いて1ページ目でございます。

AIを活用した保育所入所選考ツール等に関する設定・保守委託等についてでございます。

内容は外部委託、そして個人情報保護制度の運営に関する重要事項の2項目でございます。

項番1、諮問の根拠につきましては、記載のとおりでございます。

項番2、諮問事項でございます。全部で3項目でございます。

まず1点目でございます。

保育所AI入所選考ツールを保育業務システム用端末にインストールいたしまして、保

育業務システムの情報を入所選考ツールに取り込み、施設への割当結果を出力させるための設定作業を委託すること。また、設定後、継続的に入所選考ツールの保守業務を委託することが1点目でございます。

続きまして、2点目でございます。

入所選考ツールから出力されました施設への割当結果を保育業務システムに取り込むための、保育業務システムの一部改修作業を委託すること。

そして最後の3点目でございます。

AIを活用した保育所入所選考ツールを、保育所の入所選考に用いること。

以上3点でございます。

項番3、諮問の内容でございます。

認可保育施設の施設数の増加に伴いまして、年々、入所事務の業務量が増大しております。

2段落目をご覧ください。

このうち、1月の選考では、保護者の状況と保育を必要とする様々な要件を基に算定した総合的な入所の優先度を表す指数が高い児童から、希望する施設へ入所できるよう割当を行いまして、最終的に、選考会議を開催して決定するところでございます。

今年度の割当作業につきましては、職員13名体制で12日間、約1,900時間かけて行いましたが、正規の業務時間内では対応し切れず、約650時間の時間外勤務を行ったところでございます。

今回、委託事業者におきまして、この割当作業を自動で処理する入所選考ツールが開発されまして、昨年秋に製品化されました。当区におきましても、今年1月～3月にかけて、この入所選考ツールを用いた実証実験を行いました。職員の手作業による割当と入所選考ツールによる割当が一致いたしまして、約1,900時間の割当作業に係る時間のうち、約1,400時間を削減できる見込みとなったため、入所選考ツールを導入することといたしました。これが、今回諮問にかける理由でございます。

続きまして、2ページ目をお開きください。

項番4、外部委託する業務でございます。2点でございます。

1点目でございます。入所選考ツールに係る設定業務委託、そして保守業務委託。

2項目目、保育業務システムに係る一部改修業務委託でございます。

項番5、外部委託に係る機器構成と作業の流れでございます。

恐れ入りますが、別紙1、ページの5ページ目をお開きください。

タイトルとして、外部委託に係る機器構成と作業等の流れを一覧にしております。
一番上に、端末1というふうになっております。

今回、この端末1台目に、保育業務システムは従来から取り込んでおりますけれども、右側の入所選考ツールを新たにインストールいたしまして、検証等を行い、保守、障害対応を行うものでございます。

左側の下に続いております流れにつきましては通常の作業でございますので、今回は説明を省かせていただきます。

続きまして、右側でございますけれども、四角の括弧の中にございますデータの出力機能を追加、検証を行う部分を保育業務システムサーバ内で行うというものでございます。

下の欄外にございますように、主管課独自のネットワークでございまして、入所選考ツールを含め、外部のネットワークとは接続していない状況でございます。

恐れ入りますが、ページを戻りまして、2ページ目をご覧ください。

項番の6、外部委託で取り扱う個人情報の項目でございます。

たびたび申し訳ございません。6ページ目をご覧ください。別紙2でございます。

保育業務システムに記録されている項目、全部で1番から48番までの項目がございしますが、このうち、保育所A I 入所選考ツールで使用する項目につきましては、○がついております35項目でございます。ご覧のとおりでございます。

恐れ入ります。2ページ目にお戻りください。

項番7、外部委託先でございます。

まず1点目、富士通株式会社。それから2点目、日本システムブレーンズ株式会社でございます。

項番8、個人情報の保護措置でございます。全部で7項目でございます。

まず1点目、委託契約にあたりましては、秘密の保持等、記載事項等の特記事項を明記の上、契約書を取り交わします。

2番目、受託事業者は、業務に従事する者を特定し、業務従事者名簿等により報告するとともに、業務報告書を提出させます。

3項目目、業務は、庁舎事務室内において区が指定する区域で行い、不要な物品の持ち込み及び持ち出しを禁止いたします。

4項目目、入所選考ツールにつきましては、保育業務システム用の庁内ネットワーク上

の端末にインストールいたします。保育業務システム及び端末の利用にあたりましては、ID及びパスワード並びに指静脈データによる認証によりまして操作者を限定するとともに、アクセスログを取得し、操作履歴を管理いたします。

5項目目、保育業務システムサーバから端末にダウンロードした申請者に係るデータにつきましては、職員が端末内の入所選考ツールに取り込みます。処理後、入所選考ツールから出力された割当結果データは、職員が、端末から保育業務システムサーバにアップロードいたします。入所選考ツールにはデータは一切保存されません。

6項目目、受託事業者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修を定期的に実施させます。

7項目目、個人情報保護条例及び同施行規則並びに個人番号及び特定個人情報等の取り扱いに関する条例並びに同施行規則を遵守させます。

項番9でございます。実施予定。

本諮問承認後でございます。今年12月を予定しております。

続きまして、3ページ目の項番10でございます。

担当課でございますけれども、子ども家庭部保育サービス課でございます。

続きまして、用語の説明に移ります。

1番目、AI。今回新たにこういう名称が出てきましたので、説明させていただきます。一般的に人工知能と訳されております。人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したものでございます。

ある定義されたルールを固定のロジックにより解決する手法であるルール化、与えられたデータから自動的に知識やルールを抽出して学習していく機械学習、ディープラーニングといった技術がございます。

本件、入所選考ツールにつきましては、「学習技術」は備わっておりませんが、職員が、指数、入所希望施設等を確認し、指数の高い児童から、希望する施設へと割当てていくという知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したものでございます。

残りの2項目につきましては、以前の保護審でご説明させていただきましたので、本日は割愛させていただきます。

続きまして、参考、手作業による選考業務の流れでございます。

まず1点目、施設への割当作業でございます。

①でございます。2段落目をご覧ください。

今年の4月の入所の1次申込みにおきましては、入所を希望する児童数が約4,000名で、児童1人あたりの平均希望施設数は7施設でございましたので、延べ2万8,000名が、230施設の「選考会議録」に登録されました。

二つ目でございます。

約230施設を職員13名で分担しまして、それぞれの施設の担当者が並行して、きょうだいと同じ施設となることの希望等も踏まえて、割当を進めております。

恐れ入ります、ページをおめくりいただきまして、4ページ目、3段落目でございます。

この方法では、13人の施設担当者が並行して割当を行いますので、自分の担当施設で割当てていた児童が、より上位の希望園で割当てられたことによりまして、割当をし直すということが頻繁に行われております。

続きまして、二つ目、選考会議でございます。

それぞれの施設担当者が割当てた結果について、きょうだいと同じ施設となることを希望している場合、その希望を満たしているか、指数が低い児童が指数の高い児童より優先されていることがないかを確認し、入所の承諾・不承諾を決定しております。

参考として、予算額が記載されております。ご覧のとおりでございます。

説明については以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見等を承るのですが、その前に、議長の方から、前もって申し上げておきたいことがございます。

この件に関しましては、今、事務局から説明していただいたことからお分かりのように、通常の個人情報の処理業務自体を外部委託するという要素が含まれておりません。具体的には、全くないわけではなくて、保守業務の中で、障害対応が発生した場合には、この外部委託を受けた業者が、個人情報を生データとして見る可能性はゼロではないということ承っております。

そういう意味では、ゼロではない限り、当庁の公務員ではない方がご覧になるという可能性があるという意味で審議会をするという理由にはなり得るわけですが、それよりも、もう1点重要なのは、今回ご提案いただきました審議の理由なのですけれども、今言った外部委託に加えまして、個人情報保護制度の運営に関する重要事項ですね。いわば、その他に当たるのですが、これに基づいて付議をしていただくように、事務局にお願いをいたしました。

と申しますのは、今まで手作業で行っていたものを、こういった新しく開発されましたコンピュータ技術を用いて効率化していくのは今後どんどん増えてくるわけですが、区民の皆様からしますと、どのようなプロセスを経て、こういった行政処分が行われていくのかということ自体が必ずしも可視化されないという現象が起こり得るわけです。

たまたま当審議会は、こういった個人情報に関わる案件について、公開の場で、今日は傍聴人がおられませんけれども、傍聴をお認めする形で審議し、かつ、その議事録は、そのまま文字起こしの形で、インターネット上で公開するというのをやっておりますので、こういったような区の新しい取り組みというものが、どのようなプロセスを経て決定されていくのかということのを可視化するという意味では非常に適切な場であるというふうに考えました。

その意味で、これは個人情報そのものの外部委託による取り扱いとは別の意味で、まさしく非常にセンシティブなですね、個人情報に基づいて決定される行政処分のプロセスを透明化するというのも、当審議会の個人情報保護制度の上に関する重要事項に含まれるであろうというふうに私の方で考えましたので、あえて事務局の方に、この項目に基づく付議をしていただきたいというふうに、お願いしたところであります。

そういう意味で、何を論点として議論すればいいのかというのが分かりにくくなっているかと思しますので、あらかじめ議長の方から一言申し上げた上で、皆様方のご意見、ご質問を承りたいと存じます。

というふうなことで、よろしいでございましょうか。

それでは、通常に戻りまして、皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

では、西田委員から行きましょうか。

○西田委員 AIを導入するというのは、当区では、これが初めてということでしょうか。

○会長 じゃあ、事務局お願いいたします。

○区政情報課長 当区では初めてでございます。

○西田委員 すごい責任重大ですね。

○会長 ただ、これが本当のAIかという問題がありますけれど、責任重大でございます。よろしいですか。

じゃあ、中妻委員どうぞ。

○中妻委員 本件につきましては、企画総務委員会でもご報告がございまして、AIとい

っても、色々な種類があるという答弁をいただいています、言ってみれば、手作業でやる内容を自動化するというので、そういうレベルのものだという答弁をいただいているという中で、個人情報保護の観点からお伺いしたいのですが、取り込み作業自体は職員がやると、入所選考ツールへの取り込みは、職員がやるということですが、それを行う場所というのは、どこになるかということをお伺いします。

○会長 これは所管課の方がよろしいですかね。

はい、お願いします。

○保育サービス課長 今現在も、職員が手作業で行っておるところでございますけれども、事務所に隣接している別室の会議室の方を取って、職員は今、手作業で行っております。

それにつきましては、実際に紙の状態で見ながら作業するという部分がありますので、会議室の方で行っているというところがございます。

今般導入させていただきますA Iのソフトにつきましては、いわゆるパソコンの中で、その作業が全て行われますので、基本的には事務室の中でその作業を行うということを考えております。

○中妻委員 これは入所選考ツールというよりは、保育業務システムでの最初のデータ入力の問題かもしれないのですが、打ち間違いが気になるというところですか。特に、入所選考ツールを入れますと、打ち間違いによって、多分出る結果が完全に変わってしまって、特に途中の流れが見えにくくなるということが心配されるのですけれども、最初の申請データの保育業務システムの入力において入力ミスを防ぐような手順は、どのようなものが用意されていますでしょうか。

○会長 お願いします。

○保育サービス課長 まず、入所選考ツールにデータを取り込む前段階といたしまして、今、委員の方からもご指摘ございましたように、保育業務システムの中にお客様のデータを取り込んでございます。取り込むというか、打ち込みをしてございます。

お客様は紙の申請書で、私どもの方に申請を上げていただいております。その申請いただいたものを職員が、手作業で入力を保育業務システムの方に入力をしてございます。これを一人の職員が入力を行ったものを、また別の職員が確認をするということで、複数のチェックを入れてございます。

取り込んだデータを入所選考ツール用に加工し、また入所選考ツールの中で、実際に割当作業を行うということがございますけれども、それぞれ出てきた結果につきましては、

紙のデータと照合しながら作業を進めさせていただいておりますので、そういった意味では、二重、三重に人の目でチェックを入れているというような形になってございます。

○中妻委員 今、保育業務システムから入所選考ツールにデータを取り込むに当たって、加工するというご答弁がありました。ここが、すみません、気になるところですが、そのまま引っ張ってきて、エクスポートとして入力するという形じゃなく、何か、そこで手を加える必要があるのでしょうか。そこで、またミスを生じるリスクがあると思うのですが、どうでしょうか。

○会長 お願いします。

○保育サービス課長 保育業務システムの中には、先ほど事務局からもご説明ございましたように、別紙の2でお示しをしております48の項目にわたるデータが入力をされてございます。そのうち、入所選考ツールで必要となるデータにつきましては35種類でございまして、入所選考に当たって必要のないデータにつきましては、取り込まないというか、落とすという一定の作業が発生してございます。

これは職員が、そのシステムの中では、今回、保育業務システムの一部改修もお願いしているところでございますけれども、その改修された業務の中で、機械的に必要のあるデータ、必要のないデータを選別するというのをやらせるというものでございます。

○中妻委員 それが、人手でやられているか、何か加工ツールを使っているのかというところが気になるところなのですが、いかがですか。

○会長 はい、どうぞ、課長。

○保育サービス課長 今申し上げましたように、保育業務システムのデータを保育業務システムサーバの中で管理してございます。それをサーバーの中で転換させるというのですかね、機械的に転換させるという作業でございまして、そこには人の手は入ってございません。

○中妻委員 はい、じゃあ、大丈夫でしょう。

それから、あと、入所選考ツール自体が正しく動作しているかどうかというところなのですが、もし、入所選考ツールのプログラム、あるいは板橋区で行った設定が、どこかおかしなところがあったら、今後ずっと誤った結果が出続けるということになりかねない。そして、それが誰も気づかないまま、どんどん進んでしまうということが大変懸念されるのですけれども、ここで実証作業を行われたと、この点が、どういう内容だったかというところが重要なのですが、実証作業は、どれぐらいの期間にわたって、どういったやり方

でやられたかを教えていただきたいと思います。

○会長 課長、お願いします。

○保育サービス課長 本年4月の入所選考に当たりまして、実証作業をやらせていただきました。今回導入をお願いしているシステムをそのまま用いまして、実際に、従前、職員が手作業でやっていたものとマッチするかということで、照らし合わせをさせていただいたというところでございます。

したがって、今年の4月の入所に当たりましては、従前どおり、職員が手作業で行っておりまして、その求められた結果と、実証実験で今回導入をお願いするシステムを実際に入れて動かしましたので、そこから求められた結果を照らし合わせた結果、一致したというところでございます。

今回導入をお願いするシステムにつきましても、一切、職員が求められた結果をそのまま信用するというのではなく、求められた結果を職員が最終的には照らし合わせをして、一致しているということを確認した後に、選考会議に付すということを考えてございます。

○中妻委員 それは、ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

例えば、無数のケースがあると思いますので、今回検証されていないケースというのが、もしかしたらあるかもしれない。そういう中で、何か不適合があるまま話が進んでしまって、妥当性のない保育園入園結果になるということは避けなければいけませんので、そこは定期的な検証、人での最終出力のチェックを毎回やるというのも、よろしいかと思っておりますので、そこはぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。

じゃあ、田中委員。

○田中委員 二つお聞きしたいのですが、まず一つ目なのですが、今まで12日間かけてやっていたものが、5日間ぐらいに作業になるというふうにお聞きしているところなんですけれども、委託のやり方、どういうやり方をするのかという確認なのですが、富士通さんとか外部委託先の方は、その5日間、役所の方に来て、一緒にずっと立ち会うという委託のやり方なのか、もし何かあったときだけ来てもらってやるやり方なのか、要は、どのぐらい個人情報に、外部の委託先の方が触れるのかというところのまず確認をさせてください。

○会長 はい、お願いします。

○保育サービス課長 委託の内容についてのお尋ねでございますけれども、基本的にはインストールをする際に、まずおいでいただきます。インストールをして、基本的な動作確認が済みますと、そのままお引き取りをいただきます。

実際に、私どもが割当作業を行う間については、職員のみに対応でございます。

万が一にも障害が発生した際には、委託契約に基づきまして、委託の復旧作業においていただくこととなりますけれども、その際には、実際に、そのソフトをさわっていただかないと復旧ができませんので、その部分には、おいでいただくことにはなりますが、それ以外につきましては、受託会社が立ち入るということは一切ございません。

○田中委員 わかりました。ありがとうございます。

極力、庁内の方で個人情報については触れるということで、確認させていただきます。

もう一つ、二つ目なのですが、資料の別紙2にもありますけれども、新しい今回の入所選考ツールに入れる個人情報のリストがありますけれども、庁内でやるので大丈夫かなというふうには思ったところなのですが、氏名とか、住所とか、電話番号とか、全て、例えば外部に出すのだったら、ここまで必要ないかなと思っていたのですが、庁内で、またシステムで、ほかのシステムに入れ直すということも考えると必要なのかなというふうに考えたんです。要は、今回の新しいAIツールで、個人情報の名前とか、住所とか、性別とか、そこまで入れなくちゃいけない理由が、何か必要性があるのかというところと関連して、48番のマイナンバーは、今回は入れませんよね。多分、将来的には、マイナンバーを入れることで、もしかしたら所得の状況とかというのが、正確な数値が反映されてくる時代になってくると思うのですが、そのあたり、要は外部の、今回のリストに出ている項目の必要性について、お聞かせください。

○保育サービス課長 システムに取り込むデータの必要性というお尋ねでございますけれども、まず初めに、システムに取り込むデータがどこにあるかというところのご説明をさせていただきます。

別紙1をご覧ください。

別紙1の右側の上から三つ目の囲みになりますけれども、保育業務システムサーバというのを示してございます。

この保育業務システムサーバは、私どもの単独の外部とは接続がされていないサーバーになってございます。このサーバーの中に、保育業務システムも、それから入所選考ツ

ルに関わるデータも全て、この中で一元的に管理をさせていただくということを、まず一つご理解いただければというふうに思っております。一つのサーバーの中で、全てが動いているというところでございます。

その上で、AIツールの方に取り組むデータでございますけれども、割当作業は当然、どこどこにお住まいの誰々さんが、どここの保育園に入る入らないということの割当を行う必要がございますので、当然に住所、氏名、生年月日というような基本的な情報をまず踏まえておりませんと、割当を行う際にも、歳児別の割当等々もございますので、この辺については、どうしても欠かせない情報だというふうに私どもは認識しております。

また、マイナンバーについては取り込みを行いませんけれども、実は所得の状況というんですかね、課税状況等については、取り込みをさせていただきます。

これにつきましては、入所選考を行うに当たりまして、同じ点数のご家庭が発生した場合、同じ点数の中でも順位づけをしていく必要があるのですけれども、順位づけをしていく要件の中に、より所得の低い方を優先するというような条項がございますので、所得情報を見ませんと、その辺の割当ができませんので、所得状況については、選考の際のデータとして取り込みさせていただくというところでございます。

○会長 よろしいですか。

じゃあ、荒川委員。

○荒川委員 私も今、気になったのが、先ほどもご説明があったように、田中委員からもお話がありましたが、12日間から5日間ということで、今、個人情報保護の段階では事故がより起きにくい環境というのも必要なもので、そうすると労働時間というのも関わってくるかなと思うのですが、答弁が重なっちゃっていたら申し訳ないのですけれども、1,900時間から1,400時間という、かなり減らせる。多少減らせることがあり得るかなと思ったのですが、ここまで大きいというのは、今、幾つか答弁あったのですけれども分からなかったのが、一気にここまで減らせるという根拠というか、もうちょっとその辺をお願いします。

○会長 はい。課長、お願いします。

○保育サービス課長 審議会資料の3ページをご覧くださいませでしょうか。

3ページの下段に、参考としまして、手作業による選考作業の流れというのをお示ししております。

ここにございますように、これまで13名の職員が、区内の約230の施設をそれぞれ

担当として持ってございました。そこに、平均7カ所の申し込みというふうには書いてございますけれども、一人ひとりのお子様の保育所の入所の申し込みに当たっては、第1希望から第20希望まで、お書きいただけるようになってございます。ですから、最大一人のお子さんが、選考に当たっては20人いるという状況になってございます。例年4,000人程度のお客様から、新規のお申し込み、また転園のお申し込み等をいただいておりますので、平均7施設ございますので、4,000人かける7という人数がいるという状況になってございます。

その間のお客様を230の施設に当て込んでいくのですけれども、ご希望の第1希望、第2希望とございまして、例えば第1希望のところにはまることができますと、その下の第2から第7希望のところについては、お名前を削除する必要があるんです。

その削除するに当たりまして、230の施設の13の職員が、それぞれ分担していますので、このA子さんが第1希望の施設に入りましたということが決まりますと、それ以降の第2希望以降の施設を担当している職員は、A子さんは、もう第一希望の施設に入っただけで名前を消してくださいというようなことを全員、13人の中に伝えるという作業がございまして、これを延々4,000人分繰り返していくという作業がございまして、非常に煩雑な作業でございまして、

これを全て人間の手で、みんなで声をかけながら、紙の中で消込をしていくというような作業がございまして、これだけの時間を従前はかけていたところになってございます。

○荒川委員 そうすると、AIはまだ入り口の段階ですけれども、そうすると、数字の上では、あくまでもこれからということなんだと思うのですけれども、不安もあるのですけれども。

それであと、外部委託先が、これは二つ、富士通株式会社と日本システムブレーンズ株式会社。これは、どういう委託先の決定、どういうふうに決定したのかというのをお聞きしたい。

○会長 どうぞ課長、お願いします。

○保育サービス課長 委託先でございまして。

まず、日本システムブレーンズにつきましては、既に導入をさせていただいてございます保育業務システムの方を運用しているといえますか、導入した際に、そのシステムを開発した会社でございまして。

今回のAIに基づきます入所選考ツールにつきましては、富士通株式会社が開発したものでございますので、それぞれの業者さんに委託という形でお願いをしませんと、それぞれのシステムがマッチングしないというんですかね、機能しないというところでございます。

○会長 どうぞ。

○荒川委員 そうすると、競争入札とかじゃないわけですが、ここに、お願いせざるを得ないという状況ですね。逆に言うと、それが心配しているというか、これから個人情報のうち、そこしかできないと。今後はわかりませんが、選択肢がないとなると、甘くなってしまうというか、個人情報、ここはさっきも田中委員からあった35項目の個人情報の中には、これは私なんかが見たら、知られたくない情報というのは多くあるなというふうに感じているのですけれども、その観点で、そこしかないからという決め方がいいのかというのはあったのですが、本当にそれしか選択肢がなかったというのは、今後の考え方とかも聞きたかったんですけれども。

○会長 どうぞ、課長お話しします。

○保育サービス課長 まだ、保育業務システムにつきましては、既に導入をしてから十数年たっておりますけれども、当時も複数の業者があったのだろうというふうには思っております。当時につきましては、私どもも手元に資料がないので、確認、明確なお答えできませんけれども、複数の業者があったというふうに認識してございますので、入札であったかなというふうには思っております。

今回、導入をお願いしてございます入所選考ツールにつきましては、いわゆるマッチングソフトではございますけれども、こういった保育業務における、そういったマッチングソフトを開発している業者さんが、今現在、まだ富士通さんしかございませんので、富士通さんのシステムということで、お願いをしているところでございます。

今後この分野におきましても、技術革新、技術開発等が進んでまいりまして、同様の機能をもった、もしくは、より進んだ機能をもったものが、他社からも開発されるということになれば、当然その辺は競争性をもった選考、選定というふうな形に、シフトしていくものというふうには理解してございます。

○会長 どうぞ、荒川委員。

○荒川委員 あと、35項目は、これから個人情報外部委託先にも、どこまでかというのはあるにしても、基本は区の職員がやるということですが、これ自体は、例え

ばこれから保育園に入る方は、こういうことが行われているのが、結構知らないケースというのが、多いのかなというのが何となく想像できるんですけど、こういうことがあるよというのは、どういうふうに区民に向けてというのは、発信していくとか、そういうのはされないものなんですか。そこを確認したかったんです。

○会長 どうぞ、課長。

○保育サービス課長 AIを用いた選考を行うということにつきましては、今回、9月定例会の補正予算をお願いをしておりますので、補正予算を外向けにお示しをしていく中では、お知らせをしているところでございます。

また、23区の中でも、まだそれほど保育の選考にAIを導入しているという実績が余りないものですから、プレス、あるいは報道機関にも、新聞等に掲載をいただいているというふうなところでございます。

また、窓口等で選考の方法についてお訊ねがあれば、こういった形で選考の手続をしていますよというふうなお知らせを、私どもの方でもさせていただいているところでございます。

○会長 はい、どうぞ。

○荒川委員 ということは、聞かれたら答えるというのと、あと、例年そこでやったという程度の話と言えば、それで終わってしまうのかなというのは、知らないうちに、外部に委託されて、知らないうちということはないですけども、その辺は気になるところなので、今後、課題はあるかなというのは感じています。

それで、あと最後一つ、2ページの(6)で、先ほど伺った受託事業者、従業者に対して個人情報の保護に関する研修を定期的に行っていくというふうにあるのですが、これはどのぐらいの頻度で、もう既にやっているところとかあるのかもしれないですけども、どのぐらいの頻度なのかを最後確認したいですのけれども。

○会長 課長、おわかりになりますか。

○保育サービス課長 私どもの受託事業者さんに対しましては、基本的には単年度契約でさせていただいておりますので、契約締結後すぐに、区の個人情報に対する考え方ですとか、基本的な個人情報のあり方について、資料をもってお知らせし、研修というような形で対応させていただいているところでございます。

○荒川委員 わかりました。

○会長 よろしいですか。

じゃあ、どうぞ、さかまき委員。

○さかまき委員 すみません。委員会などでも我々はお聞きしたので、概要は理解をしているところではあるのですが、より詳細に分かりましたら、簡単に2点だけ、お聞きしたいと思います。

保育業務システムは、いわゆる既存システムですので、申請データの入力と、それから結果を取り込む機能そのものは、多分、既存の機能なので、新たなものではないというふうに思っています。

それで、新たに発生している部分というのは申請者データを出力して取り込むというところだと思うのですが、実証実験で両方比べてやっていたときに、今回の委託範囲は12月から実施ということですので、保育業務システムの出力機能というのがない状態で並行していたのかなと思いますので、取り込む作業、改修によってでき上がったデータを取り込むという処理は今後新たに発生する処理になるのかなという理解なんですが、よろしいですか。

○会長 どうぞ、課長。

○保育サービス課長 今、委員がご指摘のように、保育業務システムから入所選考ツール用に加工したデータを出力するというのは新たな業務になります。

実証実験を今年の4月の入所分ということでやらせていただきましたけれども、その部分は、実証実験ということもございましたので、私どもの職員が、実際に手作業で加工したというところでございます。

○さかまき委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 どうぞ。

○さかまき委員 そうしますと、出力された形式というのは、今後新たに発生して、だからこそ、今回委託の範囲に検証というふうに書いてあると思うのですが、機械的につくられたデータですので、どういう形式になるのか、エクセルなのか、CSVなのか、区切り文字で、よくエラーが起きやすかったり、列がずれるというということも、単純なんですけど、必ず起きる不具合といえますか、そういうことだと思いますので、委託の範囲になると、しっかりと検証して行ってほしいなというふうに思います。

それともう一つは、2ページ目の個人情報保護措置の8番の(4)なんですけれども、保育業務システム及び端末の利用にあたっては、ID及びパスワード並びに指静脈データによる認証とあるのですが、端末1そのもの、この5の図で言うと、これに入るのは多分、

指静脈データで認証してハード的に解除して、そこからIDパスワードというふうになるんですが、それに関して二つなんですけれども、保育業務システムのIDパスワードと入所選考ツールのIDパスワードが二つ存在するののかというのが一つと、それから、そのIDパスワードというのは、職員の方も使うし、委託する方も使うと思うんですが、使い回しではないのかというところを確認したいと思います。

○会長 どうぞ、課長お願いします。

○保育サービス課長 静脈システム等のセキュリティに関してのお尋ねでございます。

まず、職員につきましては、職員一人ひとりが全て静脈認証ID等を登録させていただいているところでございます。

また、委託の事業者につきましては、その都度、登録をさせていただいて、その日の作業が終わりますと削除するというような対応を取ってございます。いわゆるワンタイムパスワードみたいな形で、対応させていただいているところでございます。

それとあと、データの吐き出しについてのお尋ねが先ほどございましたけれども、データの吐き出しにつきましてはCSVでございます。

○会長 どうぞ。

○さかまき委員 保育業務システムと入所選考ツールのIDは別物なんですか。

○保育サービス課長 はい。

○会長 よろしいですか。

○さかまき委員 ありがとうございます。

○会長 じゃあ、西田委員どうぞ。

○西田委員 すみません。大分前の方に出てきた答弁なので、記憶も定かではないんですが、AIでの選考結果が誤っていないか、手作業で照らし合わせるというようなお話があったかと思います。

この手作業で照らし合わせるというのは、具体的にはどういう作業になるのかということと、それによって、作業時間が物すごく増えるのではないかとということを伺いたと思います。

○会長 どうぞ、課長、お願いいたします。

○保育サービス課長 AIで出た結果を手作業で照らし合わせるというところについてでございますけれども、AIで出たものが、それをまるきり手作業で全部、一から十まで追っかけてしまいますと、今までやっていることと何も変わりませんので、そういったこと

ではございませんで、出てまいりました結果を見て、作業は、当然出てきたものに基づいた作業でございますので、職員の作業は、そこはやりませんが、答え合わせではないんですけれども、出たものを見て、合っているね、点数も合っているね。当然、その出てきたデータの中に、お子さんの点数ですとか、ごきょうだいの状況とかも全部打ち出したものが出てまいりますので、順番がずれていないかとか、落ちた人の方が点数が高くなっていないかというようなことを照らし合わせて、検証するというものでございます。

○会長 どうぞ。

○西田委員 その時間には、大体どれくらいの時間を見ているのでしょうか。

○会長 どうぞ、課長。

○保育サービス課長 大体5日間ぐらいは、その作業が必要になってくるのかなというふうに思っております。

したがって、19日、今までかかっていたものが、14日間短縮して5日間という部分については、そういった照らし合わせの作業を行う時間ということで、ご理解いただければと思っております。

○会長 どうぞ、西田委員。

○西田委員 6ページの別紙2のところなんですけど、No. 9の結婚日（ひとり親世帯）、No. 10、離婚日（ひとり親世帯となる場合）という、これの意味が分からないので、説明していただけないでしょうか。

○会長 お願いします。

○保育サービス課長 9番、10番の婚姻歴のところのお話でございますけれども、ひとり親家庭の場合には、指数のプラス、加点というものがございまして、その辺の状況を確認させていただいて、加点があるかないかというところを確認するために、そういった離婚歴、婚姻歴を取り込みさせていただいているところでございます。

○会長 はい、どうぞ。

○西田委員 それは分かるのですが、ひとり親世帯の場合に結婚日が必要で、ひとり親世帯となる場合に離婚日という、ひとり親世帯となる場合だと、まだ離婚していないですよ。ということを思ったんです。

○会長 どうぞ、課長。

○保育サービス課長 申し訳ございません。

離婚調停中とかというような方もいらっしゃるんですけど、まだ、今は、戸籍上は夫婦であるの

だけれども、今は別居していて離婚調停しているんです、いつごろ結果が出る予定ですよというお話がある方もいらっしゃいます。また、今はシングルなんだけれども、これから新たに婚姻する予定があるというようなご家庭もございますので、こういうような表現をさせていただいているところでございます。

○会長 恐らく、質問が伝わっていないと思うのですが、例えば今、9の結婚日（ひとり親世帯）というのは、現在、ひとり親世帯、つまり婚姻関係のない方が、今後結婚する。そうすると、ひとり親世帯ではなくなるので、加点がなくなるよということを判定するためのフラグで、10番の離婚日というのは、現在ひとり親世帯ではないご家庭が、離婚することによって、ひとり親世帯になるという加点用のフラグという、そういう意味でよろしいですか。

○保育サービス課長 おっしゃるとおりでございます。

○会長 括弧内の意味が、上が現状で、下は今後なんですね。

ありがとうございます。よろしいですか。

○西田委員 はい、分かりました。

○会長 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、新谷委員、お願いします。

○新谷委員 確認をさせていただきたいのですが、手作業による選考業務の流れの2ですが、きょうだいと同じ施設となることの希望も踏まえて割当を進めていくというふうに書いてありまして、6ページのシステムに記録されている項目のところに、相談・苦情・要望等の内容と、それから保育所等申請状況というのがあって、38番目のところはマイナスというか、使用されなくなりますよね。

ところが、私たちが、色々とお子さんを育てる方に何うと、きょうだいで0歳児の枠が、保育園によってすごく少なくて、きょうだいばらばらでとっても大変だという話を多々聞くんですね。こここのところの調整というのは、AIでできるものなのでしょうか。

システム上で入れるときに、きょうだいがきちんと同じ保育園。お母様方たち、みんな働いているから保育園に入れたいんですよね。それを、ほかの保育園に決まりましたよ。入っているんだから、ありがたく思いなさいみたいなことを言われたという方も、中にはいらっしゃるんですね。となると、きょうだいと一緒にないと親御さんはとても苦労するんですが、そのところはシステム化ができるものなのでしょうか。

○会長 課長、お願いします。

○保育サービス課長 あくまでも、保育施設の空き状況次第というところがございまして、A Iが入ったからといって、そこが飛躍的に、きょうだい関係が、きょうだい同園、同じ園に入れるようになるかというところとは、必ずしもお話一致しないのかなというふうに理解してございます。

私どもできるだけ、ごきょうだいと同じ園でご案内できれば、それが一番理想的だろうというふうには思っておりますけれども、各ご家庭の指数状況に応じて、当然、優先順位を決めていく必要がございますし、ご希望の施設自体に受け入れの定員の枠もございまして、空き状況等もございまして、その辺につきましてはA Iとは別のお話ということで、私どもで対応させていただければというふうに思っております。

○新谷委員 よろしいでしょうか。

○会長 どうぞ。

○新谷委員 では、そういう親御さんたちのご希望を、これは職員の新たなる手作業と言ったら変ですけども、相談の中で考えていただくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○会長 どうぞ、課長。

○保育サービス課長 これまでも、窓口等で申請の受付をさせていただく際には、きょうだい同園のご希望ですとか、ご家族状況等々も、色々とお聞きをしながら、こういう希望園をご希望の中に入れたらどうですかというようなご案内をさせていただいておりますので、そこはA Iが導入された以降につきましても、従前どおりの対応になるかなというふうに思っております。

○新谷委員 よろしく願いいたします。

○会長 関連してですが、A Iシステム内部で、ごきょうだいに関する情報が、項目としては45番になるんですか。

既に、保育園に入所しておられるお兄さん、お姉さんがおられるという情報は。

○保育サービス課長 39番でございます。

○会長 39番。保育の実施状況というところですか。ここがその記録ですね。

分かりました。ありがとうございます。

ほかは、いかがでございましょう。

じゃあ、副会長。

○岩隈委員 多分、保育業務システムの基のデータの段階で、例えば同姓同名とか、生年

月日が一致しちゃっているような子を識別するために、特定の番号か何かをきつと付しているのだろうと思うんですね。

別紙2の中には、その番号については記載がなくて、もしかしたらAIに、そのデータを移行しないということなのかもしれないのですが、もしAIの方に移行した場合、AIでも同じことを気にしないといけない場面はあり得ると思うんですね。同姓同名で住所が近くて、生年月日、性別が一緒だったという子が混同されないように、何か番号とかをつけておいた方がいいんですけど、それは保育業務システムについているのを流用するのか、このAIで独自のものが付番されるのかを教えてください。

○会長 どうぞ、課長。

○保育サービス課長 申し訳ございません。

別紙2の中にお示ししてございませんでしたけれども、保育業務システムのこあらシステムというふうに私ども呼んでおるんですけども、こあらシステムの中で、各一人ひとりに対しまして、こあらコードという、ご指摘のとおり、個人識別用のコード番号を振ってございます。入所選考ツール用にデータを加工する際にも、そのこあらコードは引き継がれますので、コード上で個人を識別するという状況になってございます。

○岩隈委員 ありがとうございます。

識別情報も個人情報なので、確認できてよかったです。

もう幾つかよろしいですか。

○会長 どうぞ。

○岩隈委員 あと、今度は委託契約の関係なのですが、これは難しいことになるかもしれないんですけど、このAIは深層学習とかを行わないということなので、3ページの手作業による選考業務の流れという作業を、富士通の人たちに理解してもらった上で、アルゴリズムを富士通がつくったということになると思うんですね。

このシステム自体は、当然、板橋区用に富士通さんがカスタマイズというか、オーダーメイドでつくってくださっているわけだと思うんですけど、アルゴリズム、フローチャートみたいなところの判断の手順というのは結構複雑なものでしょうし、あと、それは富士通さんが専ら委託作業として作りあげたものなんですよ。

理想を言うと、例えば区が、例えば守秘義務契約なんかを富士通さんと結んだ上で、アルゴリズムがこうなっているということを本当は区が教えてもらっていると、おかしな結果が出たという事故が万が一起きたときに、それを区の側からも検証しやすくなると思う

んですよね。ただ、このシステム自体は、富士通さんの商品なんで、富士通さんも、それは全部開示できないというお考えの可能性もあるので、そうすると、例えば委託契約の中で、そういう問題があったときとかには、開示するか、それと同等の事情説明を速やかに、まず行うというようなことを義務づけるような条項を、のんでもらえれば入れていただきたいなというふうに思うところです。

○会長 どうぞ、保育サービス課長。

○保育サービス課長 今ご指摘のような障害が発生した際に、フローチャートをお示しいただいておけば、区側としても検証しやすいというお話でございますけれども、その点につきましては、私どもは保護審が通った後で契約をさせていただくわけですけれども、既につくっております仕様書の中には、そういった条項を入れてございます。

○会長 ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、なかなか新しいタイプの議案ですので、随分時間を長く私の方も取らせていただいたつもりですけれども、各方面から、多様な角度から、ご検討いただいたと存じます。

以上を踏まえまして、本件につきまして、承認するというところでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、本件を承認することといたします。

次に、諮問事項の2であります国民健康保険業務等における委託業務の追加等について、事務局から説明をお願いいたします。

○区政情報課長 それでは、お手元の資料1の7ページ目をお開きください。

2番目の国民健康保険業務等における委託業務の追加等についてでございます。

内容につきましては、記載のとおり、外部委託と電算記録でございます。

まず、項番1、諮問の根拠につきましては、記載のとおりでございます。

項番2、諮問事項でございます。2点でございます。

オンライン資格確認等に係る資格履歴管理等業務を外部委託すること。

そして、2点目、オンライン資格確認等に係る資格履歴管理等業務に必要な被保険者証枝番等の個人情報及び特定個人情報等を電子計算組織に記録することでございます。

項番3、諮問の内容でございます。

まず最初に、オンライン資格確認の仕組みについてでございます。医療機関等窓口におきまして被保険者が提示した被保険者証、マイナンバーカードを用いて、医療機関等が、資格履歴情報を一元管理するオンラインシステムに照会を行いまして、対象者の資格情報を確認する仕組みでございます。これによりまして、失効した保険証の利用による過誤請求ですとか、保険者の未収金の削減、事務コストの削減等を図ることができます。

また、オンライン資格確認等システムには医療費情報、薬剤情報、特定健診データも登録されまして、医療機関等・保険者・被保険者は登録されている各種情報を被保険者本人の判断を踏まえ、必要に応じて閲覧・取得できるようになります。

国におきましては、令和3年3月から、運用を開始することとしておりまして、当区におきましても、この仕組みを実現するため、必要となる個人情報等の項目を区の国民健康保険システムに電算記録し、東京都国民健康保険団体連合会に、資格履歴管理等業務を外部委託することから、諮問するものでございます。

なお、区と東京都国保連のシステムとの外部結合につきましては、平成28年度の保護審において承認済みでございます。

項番4、委託の内容でございます。

資格履歴管理等の業務でございます。

恐れ入りますが、別紙にて説明させていただきます。10ページ目をお開きください。

タイトルとしまして、オンライン資格確認等概要図というふうでございます。

下の部分と合わせてご覧いただければと思います。

まず、下の方に記載されております、まず項番の1、オンライン資格確認等システムへの登録までというふうになっております。

まず、①被保険者が保険者に健康保険の加入申請を行います。図で言いますと、右下の方に、被保険者（患者）というふうでございますが、その上に①申請というふうに書いてあります。当区の場合、板橋区が保険者となりますので、そちらの方に加入申請を行います。

②保険者は加入申請を受領後、被保険者に個人単位被保番が付番された保険証を発行、交付いたします。

③保険者は健康保険に加入した被保険者の資格情報等を国保連合会が管理する情報集約システム等に連携いたします。

④国保連合会は国保情報集約システムに連携されました保険者の資格情報等を国保中央

会等が管理する医療保険者向け中間サーバーへ連携いたします。

続きまして、⑤をご覧ください。国保中央会等は中間サーバーに連携されましたデータをオンライン資格確認等システムに連携いたします。

ここまでが、オンライン資格確認等システムに連携いたします。ここまでがオンライン資格確認等システムへの登録までの流れでございます。

続きまして、項番2、医療機関での受診前になります。

⑥をご覧ください。図面でいいますと右下の被保険者(患者)と、左上の国保中央会の方が繋がっているのがご覧いただけると思います。⑥は、マイナンバーカードを保険証として使用する場合は、被保険者(患者)はマイナポータルよりシリアル番号と自身の資格情報の紐付け作業を実施いたします。

続きまして、右上の方の項番3でございます。医療機関での受診時でございます。

⑦になります。図面でいいますと右下の被保険者(患者)さんが、その左側の保険医療機関、保険薬局等と繋がっている部分でございますけれども、⑦被保険者(患者)は医療機関、薬局に受診時、保険証またはマイナンバーカードを提示いたします。

⑧は、医療機関や薬局が提示された保険証またはマイナンバーカードにより、オンライン資格確認等システムに被保険者の資格情報を照会いたします。

⑨は、オンライン資格確認等システムより照会結果が反映されまして、医療機関、薬局は被保険者の資格情報について確認することができます。

続きまして、項番4、医療費情報等の登録でございます。

最後、⑩になりますけれども、国保連合会は、医療費情報・薬剤情報(レセプトデータから抽出)と特定健診データを、オンライン資格確認等システムに連携いたします。

続きまして、戻りまして8ページ目をご覧ください。

項番5、個人情報等の項目でございます。

まず、(1)新たに電子計算組織へ記録し、外部委託で取り扱う項目でございます。こちらに記載のとおり、被保険者証枝番等、記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、別紙2-1をお開きください。11ページでございます。

個人情報の項目一覧(資格)というふうに記載されております。この中の102番から111番が新たに電子計算として記録し、外部委託で取り扱う項目でございます。なお、下の方に記載されてございますけれども、○印については国保中央会等に連携されている情報でございます。

続きまして、12ページ、13ページもお開きいただければと思いますが、同様な趣旨で記載されております。

12ページにつきましては、個人情報の項目一覧（給付）というふうになっておりますけれども、37番目が新たな項目指定として載せてございます。

それから、13ページ目、別紙2-3でございますが、個人情報の項目一覧（国保特定健診）と記載されておりますが、最後の48番目の項目が新たに載ってきてございます。

恐れ入りますが、8ページ目にお戻りください。

項番5の（2）でございます。今、ご説明したとおりでございますが、新たに外部委託（再委託先）で取り扱う項目ということで、○で囲まれている項目でございます。

続きまして、項番6、外部委託先でございます。東京都国保連でございます。

項番7、再委託先でございます。国保健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金でございます。

項番8、個人情報の保護措置でございます。

まず、（1）外部委託に関する保護措置でございます。

①委託契約に当たりましては、秘密の保持等の特定項目を明記の上、契約書を取り交わします。

②が東京都国保連並びに国保中央会及び支払基金は、各々が定め公表するセキュリティポリシー及びプライバシーポリシーを遵守いたします。

③東京都国保連等が利用するデータセンターはセキュリティ対策が施された区域とし、生体認証等による入退室管理を行うなど、入退室者を限定いたします。また、監視カメラの設置などによりまして事故防止を行います。

④東京都国保連等がデータセンターで使用するサーバーは、他の団体・組織から干渉されない論理構造、構成を持つものいたします。また、サーバーは施錠されたサーバー室に設置するなど、関係者以外の入退室を制限いたします。

⑤東京都国保連等が本事業対象者データを管理するシステム間の接続は専用回線を使用いたします。また、ファイアウォールを設けるなど、システム及びデータの保護を図ります。

⑥東京都国保連等は本事業で対象者データ管理するシステムの運用に当たりましては、ID及びパスワード等を設定したシステム操作者を限定するなど、権限管理を行うとともにアクセスログを記録するなど、操作履歴を管理いたします。

⑦保険医療機関及び保険薬局等は、薬剤情報等につきまして、本人の同意の下、本人からの委任を受けて、照会を行います。

続きまして、9ページ目。

(2) 電子計算組織への記録に関する保護措置でございます。国民健康保険システム及び端末の利用にあたりましては、ID及びパスワード並びに指静脈データによる認証により操作者を限定するとともに、アクセスログを取得し、操作履歴を管理いたします。

(3) 共通の保護措置でございます。個人情報保護条例及び同施行規則並びに個人番号及び特定個人情報等の取り扱いに関する条例並びに同施行規則を遵守いたします。

項番の9番、実施予定でございます。記載のとおりでございます。

項番の10番、担当課でございます。国保年金課、健康推進課でございます。

続きまして、今回の諮問項目につきまして、1点、説明を加えさせていただきます。

本件に関連いたしまして、国民健康保険に関する事務、特定個人情報保護評価書の変更が必要となります。これは資料ございませんので、恐れ入ります。

しかしながら、国からの情報提供が大幅に遅れておりまして、通常の第三者点検の手続を踏んだ場合、作業開始前に保護評価を行うことができないというのが懸念されます。そこで、今回は異例ではございますが、小委員会に対して、特定個人情報の保護評価を承認する権限を委任することについても、あわせてご承認をいただきたいというふうに考えております。

説明については、以上になります。

○会長 ありがとうございます。

非常に複雑な案件、複雑ではありますが、先ほどのAIとは違いまして、いつもやっていることではありますが、非常に複雑なシステムですので、ご質問、審議いただく前に、私から整理しておきたいと思えます。

まず1点、今回は国の方の制度が変わるということで、それに合わせた対応を区としても行いたいと思えます。

具体的な目標は、今までですと、保険証が有効か無効かというものが受診した段階では分からずに、後になって、実はこの保険証はもう失効しておりましたということが起こり得たわけですが、それをコンピューターシステムを使ってリアルタイムで分かるようにしよう。それに必要な外部委託、それから情報連結を行うということをしたというのが本題であります。

それを行うについて、二つ方法がありまして、一つは、従来型の保険証を使ってやる場合と、それから、これはご本人が希望すればマイナンバーカードを保険証の代わりとして使うこともできる。

したがって、その場合には、マイナンバーが鍵となって、データのトランスファーが発生するので、マイナンバーに関する特定個人情報に関する業務というものが発生することになる。

その場合には、実は、これは国の個人情報保護法プラス特定個人情報保護に関する法律との関係で、各自治体は第三者評価というものを行わなければいけない。安全性チェックを各自治体が自分でやりなさいということになっているんですが、当区の場合には、それをどういうふうに行っているかと言いますと、この審議会の小委員会という組織が実態審査を行います。小委員会というのは、簡単に申し上げますと区民代表、それから議会代表の委員を除いた委員、ですから、高木委員、西田委員、岩隈委員、私で構成しております。

ここで実態審査を行いまして、それをここにご報告します。こういう手順で、こういうチェック項目に気をつけて今回は実態審査を行いました、最終的に第三者点検としてこれで完了してよろしいでしょうかということをご報告して、ご承認いただくという形です。

ですから、第三者機関は、形式で言いますと当審議会が第三者機関を兼ねているんです。これは、区によっては全く別の組織をつくっているところもありますし、小委員会のような組織そのものが第三者機関であるというふうにしつらえていることもあります。当審議会、当区の場合には、慣行的にといいましょうか、そういうふうには設計したわけですが、対外的な第三者機関はあくまで審議会なのだけでも、実態審査は小委員会で行って、手続的チェックを本委員会で行うという役割分担をする。その方が効率がよろしいし、非常に専門的な見地から、つっこんだ検討ができるだろうということです。

ところが、先ほど事務局の方からございましたのが、その手順で行いますと実は今回の業務は、一番早い業務が来年2月に電算記録の項目追加という作業を始めたいのですが、それをやらないと作業手順に間に合わないそうでもありますけども、次のこの審議会の開催が予定されているのは3月ということで、それに間に合わないということになる。

そこで、今回に限っては、あらかじめ小委員会の方にももちろんご報告はいたしますけれども、従来ですと小委員会はあくまで実態審査を行って、当審議会に報告して、そこでご

決裁いただいた、その日が確定日をいうことなのですけども、あらかじめ、今回だけに限っては小委員会の方にその最終決裁権を委任しておいていただいて、後に、その審査結果をご報告する。報告・了承という形に、今回だけさせていただきたいというのが事務局からの追加のご提案ということになります。

したがって、今回は二つのことが審議項目になっておりまして、一つ目は、国の政策変更に伴う作業を進めてよろしいかどうかということそのものであります。これは通常当審議会が行う。2番目の点が、今、申し上げました、従来のやり方ですと、あくまで実態審査を先行的に行って、最終承認は当審議会にお持ちするというのを、今回に限っては、あらかじめ最終決裁権も小委員会に委任しておく。報告で事後的なチェックをお願いするというやり方に切り替えるというのが、2番目の事務局からのご提案ということになります。

というわけで、まず前者から先に議論して、その後、後者について議論するという手順にしたいと思いますが、審議の手順はそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、前者の点、諮問そのものについてご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

今度は順番を逆にしましょうか。さかまき委員、荒川委員、田中委員、中妻委員、先ほどと逆の順番で。

○さかまき委員 よろしくお願いたします。

幾つか、順不同になりますが、まず10ページの別紙1なのですが、ここでいう板橋区保険者の国民健康保険システムというものと、それから、国保連合会の国保情報集約システムというのは別物でよろしいですか。連携はしておりますけれども、違うシステム。

○会長 課長からお答えいただけますか。

○国保年金課長 国民健康保険システムといいますのは、板橋区の持っている基幹系システムといわれている、例えば、税情報と連携したりとか、住基情報と連携したりという、国民健康保険そのもののシステムでございます。

国保総合システム、特定健診システムというのは、その情報からワンクッションおいてなんですけれども、国保連等に流れる情報がその方について、そこから連携されるということで使っているシステムでございます。

○さかまき委員 分かりました。

そうしますと、11ページから13ページで、黒四角で囲んでいるところは板橋区の国

民健康保険システムに新たに追加しなければこの全体が賄えないので、追加をする項目であるという理解ですか。

○会長 今、委員がご指摘なのは、11ページでいいますと、102から111、12ページは37、13ページは48の項目になってについてのことですね。

○さかまき委員 これは現状のシステムにはないんだけど、この全体を形づけるために必要な項目なので追加して、あわせて、これが包括された、○がついているものが情報システムに流れていくということの改修は今度行うというところの理解でよろしいでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 四角い黒い枠で囲われているところが今回新たに登録する情報で、○のついているところは連携される情報なんですけども、黒枠のところが新たに追加して連携される情報という形になります。

その前の情報で黒枠じゃないところは、もう既にも連携されているというものです。

○さかまき委員 分かりました。ありがとうございます。

ということは、既に連携自体は行われているんだけど、全体でやるためには新たに追加をしていって、追加したからには、連携項目にも追加していくという理解ですね。

ありがとうございます。

○会長 それにつきましては、議長からご紹介いたしますと、7ページでございますように、国保連システムと外部結合の連携自体については、当審議会の平成28年の第3回で既に承認しております。

○さかまき委員 ありがとうございます。

この審議の対象となるかは、あれなんですけども、8ページの大きな8番の保護措置というところの中に、(1)の①から⑦まであるんですが、10番の図でいきますと、この上の大きな三つ、保険者と国保連合と国保中央会・支払基金という、ここの連携に関しては、セキュリティあるいは個人情報の保護というのは、多分、書かれているとおりでもあると思いますし、ここに大きな心配は個人的にはしておりません。

気になるのが、実は保険者が扱うマイナポータルのところと、それから医療機関、薬局が使うところの確認作業と言いますか、照会というところの運用と、そこから、その保護なんですけども、ここには、⑦で一つ、2行ですかね、本人同意のもと、本人から委任を受けて照会を行うという1行で書かれて、表現されているだけなんですけども、実際の

運用ですとか、そこの運用で担保されているセキュリティ、情報の保護というのは、この審議とは対象外なんですか。

○会長 それは対象内です。もちろん個人情報保護の問題。ただ、難しいのは、この制度設定全体は国の方でなさっているんで、当区として何ができるかということについては限界がある。

ですから、極端なことを申し上げますと、かつてマイナンバーではなく、その前の11桁の個人番号に関して、矢祭町がおやりにやったように、国から違法だと知らされても離脱するという選択をするというのは、一つの政治的決断ではありますけれども、そういったような出口を想定しない限り、当審議会においてできることというのは、各外部委託先、あるいは、地方自治体は政府に対して様々なことを上申することは当然できるわけですから、そういったような意見表明という方向に、恐らく向かっていくということになると思います。

ただ、それをもって当審議会の審議対象ではないということにはならないというふうに理解しております。

○さかまき委員 ありがとうございます。

専ら、この10番の図でいきますと、マイナポータルを通して、被保険者が、照会先と、医療機関と保険薬局等が照会をかける先というのが、国保中央会・支払基金というシステムにアクセスをするというつくりですので、その内容に踏み込んで細かくということはできないと思いますので、その個人情報保護と、情報セキュリティというところを申し入れるということになるのかとは思いますが、そこをしっかりと担保していただきたいということと、あとは、運用ルールですかね。

本人の了解をもって医療機関や薬局等が照会をするんですが、操作する人によっては、その場で照会して、その場で情報を取得してその場で終わるとい、恐らくそういうルールかとは思いますが、悪意はないと思いますけれども、例えば、常にその照会した番号等々を記録しておけば、いつでもその患者のことがどこでも見られてしまう、どこでもと言いますか、いつでも見れるということが想定されるので、そのところだけが懸念されます。ここで細かくはできないとは思いますが。

○会長 まず、今ご指摘の件は2点あるかと思えます。

1点は、マイナンバーシステムです。これはトリガーとして、実際にこれはマイナンバーそのものではなくて、マイナンバーカードのIC領域を利活用するということであるわ

けですけれども、それについての問題と、それから今、ご指摘の保険医療機関ということ
であります。

相対的には異なる問題なんですけれども、このあたりについて、所管課あるいは、事務局
の方でお持ちの、国はどういったような安全の措置をとろうとしているかという、もう
ちょっと細かい情報があればこの機会にご紹介いただけるといいと思いますけれども。

国保年金課長。

○国保年金課長 まず、マイナポータルについてなんですけども、こちらの方は、マイナ
ンバーカードを、ご自身のパソコン等にカードをかざして個人認証した上で、自分の情報
を得ることができるというものでございます。その部分については、セキュリティ等を
国の方でもしっかりとやっているところがございますけども、一番気になる部分は、DV
とかの被害者が、カードをDVの加害者の方が持って行ってしまったというときにその情
報が見られるというのはいかなるものか、危ないんじゃないかというところがありまして、
その部分については、ご本人に自分はDV被害者なので、このマイナポータルで設定し
ないようにしてくださいという申し出があれば、すぐにそれは出さないようにするとい
うことが可能になっております。

それと、あともう1点、医療機関の方で見られてしまう、あとからも見られてしまうの
はどうかというところなんですけれども、医療機関の方で見られるものは大きく二つの部
分があります。一つは、その方の資格情報、もう一つが薬剤情報とか健康診断の情報とか、
機微に当たる部分の情報でございます。

資格情報の方につきましては、一応、医療機関の窓口で保険証とかを使って見ることが
できる。ただ、その資格がいきているか、いきっていないか、そういうような内容でござ
いまして、そこについては、国の方はガイドラインみたいなものを各医療機関にちゃんと
つくりなさいという指導がありまして、医療機関はそれに沿って、そういうところの個人
情報の厳守だったりとか、個人情報の重要性だったりとかというところをきちんと検証し
て、職員の意識づけを図るというところをやっております。

また、機微な情報の部分につきましては、始めは健康保険証でも同意があれば見せると
いうような内容になっていたのですけれども、最近の国の公開されている情報を見ますと、
マイナンバーカードを、その都度、医者の方に、それを見ていいですよという同意をして、
そのカードをかざすことによってデータが流れていく。そこをやれるものは、医者、薬剤
師、看護師という職業によって守秘義務が課されている者に限るというようなことをやる

という形で進んでいるというところですよ。

○会長 ありがとうございます。

事務局、何か追加的にありますか。よろしいですか。

それでは、荒川委員お願いします。

○荒川委員 前段のところでも、先ほどもあったんですが、8ページの6、7、外部委託先、今回、国が外部委託をすることというふうになっているので、それが理由だということとそれまでなんですけども、東京都国保連と国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬と書かれていて、再委託先というのはどういう経緯で決定されているのか知りたいんですけども。

○会長 どうぞ。国保年金課長。

○国保年金課長 私どもが委託先として指定しているところは国保連でございます。

国保連の方が業務として、中央会と診療報酬支払基金と委託を結んで、情報を送って管理してくださいというようなことをやっております。

こちらにつきましては、すごい古いんですけども、昭和35年に診療報酬支払基金規則というところを、昭和35年に厚生省保険局の通知により、規則の例が出されて、各県にある国保連の方に、こういう規則をつくりなさいということを示しております。

その中に区長中央会というところとそういう連携して、一部の情報については、渡して審査してくださいとか、審査してもらおうようにとか、あと、県をまたがって診療報酬をやる時には中央会を使いなさいとか、そういうようなことを示しているというところで委託、その国保連から国保中央会に委託ということをやっている、明確にしているということで、板橋区から見ると再委託という形になるというふうに認識しています。

○荒川委員 昭和35年からということで、かなり長いと言ったらあれですけども、この中で、それまで、どこまで追っているのか分からないんですけども、個人情報とか事故とか漏えいとかというのはわかりますかね。余り過去にそういう事故は起きていないとか、そこまではわかりますかね。

○国保年金課長 私の知る範囲では、そういう事故が起きたということは聞いておりません。

○荒川委員 事故が起きていないというので、ある程度、信用できるというか、そういう状況もあるのかなと思うんです。

戻って、さかまきさんの質問と重なるかもしれないんですが、7ページの諮問3で、医療機関等・保険者・被保険者は登録されている各種情報を被保険者本人の判断を踏まえ、

と記載されている部分についてですが、これは分かりにくかったんですが、被保険者の判断を踏まえて必要に応じてということは、これは本人が見ていいですよということで見られるようになるというのが分からなかったんですが。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 被保険者の同意が必要というふうにされております。

先ほども触れましたけども、始めは、同意というところが、口頭による同意というふうに言っていたんですけども、現在ではマイナンバーカードを見せて、そこのお医者さんとかの前にある、かざすカードリーダーのところに自分は同意というところにかざすと、その情報が流れてくるというような仕組みになっている。それが、かざす行為が同意であるというふうに言ってございます。

なので、逆にいうとマイナンバーカードを持っていない方は、その情報が受け取ることにはできないということなんです。

○荒川委員 かざす行為が、同意というのが、そこが引っかけたんですけど、それだけで本当に分かっているという判断がどこまでできるのかなというのは気になっているんですが。かざすだけで、それが同意ですよというふうに。もうちょっとそれだけでいいのかなというのは思うんですけども。ほかのやり方とか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 今、その同意の部分はどう認証するかというところで、一つの案としては、例えば、情報を提供することに同意しますというボタンがつくんじゃないとか、色々なことは言われています。

まだ、そこまではっきりと情報が公開されていないところが悩むところではあるんですけども、板橋区としても、そういうところで、何かの機会にお医者さんの前で、もしそういう情報を、その情報を自分で持っていてもいいわけです。特定健診とかのデータを紙ベースで持って、あと、お薬手帳を持っていけば、同じ情報がお医者さんに渡るわけですから、それを渡すのか、じゃなかったら、もしそれを出した方が効果的だということならばマイナンバーカードをご持参いただいて、かざせば、それでデータが流れますよというような周知というのは今後していかなければいけないのかなというふうには考えております。

○荒川委員 例えば、患者さんにとって、私もたまに相談を受けて、例えば、今は1人で住んでいる方とかいますし、個人の情報を、ほかの人に、逆にお医者さんとかに先に知っ

といてもらいたいというのはたまに聞くわけです。そういう時は有効かなと感じることはあるんですけども、マイナンバーなので、色々な情報がありますよね。マイナンバーをかざすと。

本来はここだけ、例えば薬の情報といったような、今言ったような、例で挙げたような情報だけを本当はお医者さんとかに知っておいてもらいたいというのがあると思うんですけど、色々な情報が、マイナンバーカードだと行ってしまいますよね。その辺のことが気になるんですけど。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 マイナンバーカードは使うんですけども、実際には、そのカードに格納された健康保険の保険者番号に紐付けされた番号で、行く先が、先ほどの10ページで言いますと、国保中央会、支払基金の方である。

そのところには情報を確認しに行くというところで、このシステムについては、また別途、国の方でつくっておきまして、今、既に医療機関の方も、診療報酬の請求を使っているシステムにこれが載るような形を想定しておりますので、そこでマイナンバーカードを使うからといって、ほかの情報も一緒に見られるのではないかというところは、その情報とは切り離されているというところがございます。

○荒川委員 あと、8ページの8番③のところで、東京都国保連等とデータ、監視カメラ設置などにより事故防止を図るということなんですけど、それだけで事故防止という、何も無いよりはいいのかなと思うんですけども、それだけの対策で、ずっとこういうふうにやっているのか分からないのですけども、これも気になったんです。これだけで十分なのか、監視カメラをつけているのは、これだけでは分からなかったのですけども、会社がつけているということなんですか。

その辺のあり方がよく分からなかったのですけども。分かりますか。

○国保年金課長 実際、データセンターの内容については、どこに設置されているかというのは非公開でございます。普通、こういうデータセンターのところで備わっているセキュリティとしては、入るときに生体認証、それによって入退出者を限定する。それと、監視カメラというのが通常のセキュリティ対策であると。

○会長 よろしいですか。

それでは、田中委員お願いします。

○田中委員 先ほど、さかまき委員がご質問なされたことに関連なんですけども、一番気

になるのが、保険医療機関、あと、保険薬局等への取り扱いのところが気になっておりまして、聞きたいのですけれども、先ほど、医者とか薬剤師とか看護師とか、守秘義務を課されている方が基本的には個人情報に触れるというお話がありましたけれども、現実として考えてみると、私がよく通っている内科は、お医者さんは中にいて診察していて、基本的には、受付には3人の女性がいつもローテーションで回しているんですね。

マイナンバーカードとか保険証を持って行って照会する人というのは、恐らくその受付に立たれている方が触れることになるんじゃないかなと思うんですけれども、その方たちが実際に運用していくときに、多分、守秘義務とかという、そういう資格の対象じゃないと思うんですけれども、なぜ、今そういう議論になっているのかというのをもう一度確認させていただきたいのと、時間もあれなんでまとめて聞いちゃってもいいですか。

○会長 どうぞ。

○田中委員 二つ目は、細かいことなんですけれども、例えば、11ページで、個人情報の今回、資格の項目一覧というところに出ていますけれども、新たに情報を出すということで、102番から111番のところにございますが、ここを見てみると、基本的な情報でございます、例えば、名前、漢字、カナといったようなところがございますけれども、もう既に、このページでいえば、9番とか10番のところ、基本情報、お名前というのは、当然のように過去にも送っている情報でございます、今回、新たにこの氏名というのが入ってくることの理由をお聞きしたいです。ほかのシステム、例えば、特定健診の項目と、13ページと見ると、こちらも当然のように名前が入っています。12ページ、給付のところ、当然のように名前というのがありますけれども、この項目が若干、漢字の氏名というところになっていたりとか、給付の方は普通の氏名となっていたりとか、基本的な情報も、それぞれのシステムによって何か全部違うのか。統一できるのであれば統一した方が一つの情報だけで済むので、入力の手間ミスということもなくなるでしょうし、逆に、色々な情報があって複雑になっちゃっているんじゃないかなと懸念を抱いているところですので、そのあたり、どうなっているかと確認したいです。

以上です。

○会長 2点伺いました。どうぞ。

○国保年金課長 まず、1点目の受付の方たちが情報に触れるんじゃないかというところがございます。

先ほども申し上げましたけれども、受付のところでやる部分の内容というのは、先ほど

いった資格情報、健康保険に入っている、入っていない、この健康保険は国民健康保険だ、社会保険だという情報であるというものでございます。

でも、実際、そこで機微な情報も流したんじゃないのというところは、一応、国の方としては、病院の方でも、オンラインシステムに入るのに誰がログインしたかというのは分けております。そこで、まず医者かどうかというところが判断できるというのと、流れる先が、病院が使っているカルテのシステムにその情報が流れるというふうに運用を考えているというのを聞いておりますので、カルテのシステムを受付の人が見るかというところ、なかなか見ないのかなというところで分けているというふうに考えております。

あと、名前のことなんですけれども、この資格情報の102番から105番、106番、107番、108番、こちらの券面記載というのは、あくまでも保険証にどう記載されているかというところをここではやっています。元々出しているものというのは、住基上の名前である。この券面記載というところが、実は外国人の場合には通称名があったり、通称名がここに書かれているときには、その他の方に本名が書かれている。券面記載で本名を選んだという人の場合には、その他の方に通称名が書かれている。あと、今は、旧姓使用という希望もあります。今後、こういうところも旧姓使用で保険証を書かれている方、または、本名を保険証には書いているけれども、旧姓使用を登録している方とかというところで、こういうところが使われていくだろうというふうに言われております。

12ページと13ページの名前の氏名が違うのかというんですけれども、給付の氏名は漢字氏名を使っているところですので、ここは13ページとあわせるんだったら漢字氏名というふうになるのが正しかったのかなと考えております。漢字氏名とカナ氏名というのを分けるために13ページの方は分けているというところでございます。

○会長 よろしいですか。ありがとうございます。

中妻委員。

○中妻委員 まず、セキュリティ上の確認から。ほかの委員もご指摘のとおり、本システムの中で、セキュリティ上、一番不安になるのは、末端の各医療機関、薬局等で大丈夫かというあたりが一番じゃないかなと思います。業務上、例えば、受付の方がカルテを見るということがなかったとしても、それが可能かどうかということが問題になるわけで、2点確認したいのが、それぞれの医療機関等においてログインIDの使い回しができないことが担保されているかということと、それから、アクセス権限がちゃんと分けられているか。医師がアクセスした場合、看護師がアクセスした場合、医療機関のスタッフがアクセスし

た場合で、アクセス可能な情報がきちんと権限で分けられているかどうかということが担保されているかという2点をお聞かせください。

○国保年金課長 実際、そういうところの部分が、先ほど言いました国から出ているガイドラインに沿って、各病院できちんとやりなさいというところで担保されているしかないというところが厳しいところではあるんですけども、調べたんですけども、それについては、こういうことをやりなさい、こういうことをガイドラインで定めなさいということ国が示している。それによって各病院の方でやっている。

そこには、きちんと一人一人のログインIDを定めなさいとか、あとは、アクセス権限を分けなさいとかということが記載されているというところがございます。

○中妻委員 それをちゃんとやっていただくしかないというところが、区としても、そこはしっかり言っていただきたいなと思います。医師会などを通じてお願いしたいところです。

それから、保険証とマイナンバーカード、どちらでもオンライン資格確認ができるということで、これも大変いいなと思うんですが、懸念されるのはマイナンバーカードだと瞬時に資格確認ができる。保険証だと瞬時じゃなかったりするというようなことがもしあると、保険証の方が不利じゃないかということがあり得るかなということが懸念されるのですが、そのことがないかどうか。

保険証を提示した場合とマイナンバーカード提示した場合は、全く同一の資格確認ができるのかということを確認したいです。

○国保年金課長 基本的には、瞬時かどうかというのはオンラインの環境によって変わりますけれども、マイナンバーカードであろうと保険証を見て入力をしたのでであろうと、戻ってくる情報は同じ速さだろうと思っております。また、戻ってくる内容も同じもので、ごめんなさい。その部分が違いまして、健康保険証の場合には、この国民健康保険の番号がどうですかという聞き方になります。なので、そこで、これは有効です、無効ですというような情報になってくる。

そこについて、ほかの保険証があるんじゃないかというところは病院の方でご本人の方に聞くという形になっていったと思います。

そこで、マイナンバーカードの場合には逆にそこは最新の情報というのが持ってこられるようになりますので、そういう意味ではマイナンバーカードの方が最新の情報が即時にとれるというふうになります。

○中妻委員 ということは、これは国保連の方のシステムに依拠した形になっちゃうかもしれないけど、もしかしたら保険証の方が情報が最新ではないかもしれない。そういうことですか、確認を。いまいちよく分からなかったの。

○国保年金課長 情報自体は、国保証が今、有効がどうかという観点で見にいきますので、この国保証は、例えば、もう社会保険に入っている人は国保証を持っていったら、国保証は資格喪失されていますよ、社会保険が入っているんじゃないですか。そちらの保険証を持ってきてくださいという形になっているということで、データが違っているという最新の情報がくるものという形。

○中妻委員 つまり、マイナンバーカードだと、別にマイナンバーカード1枚で構わないという、そういう違いがあるということですね。分かりました。

マイナンバーについての問題も色々ありますけども、基本的に医療機関ですので、医療機関に対して、医療関連情報を利用者が取得しようとするということは余り考えられない。

基本的には、国保連が持っている情報、板橋区が持っている医療関連情報を、最新の情報を適宜、医療関係者が見られるという方が望ましいんじゃないかというふうに私は思うんですけども。

そこで、マイナンバーカードを利用した場合に、例えば、医療機関の受付で、よくアンケートをやられます。大病したことがあるかどうかとか、たばこ、お酒はどれぐらいやっていますかみたいなアンケートを最初にやられるわけですけど、マイナンバーカードを使った場合、そういうものがカットできるとか。あるいは、お薬手帳を提示する必要がなくなるとか、そういうマイナンバーカードを使っているが故のメリットというものも出していただきたいと思うんですが、そういうことは国の方で検討したりしないんでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 アンケートの情報というのは、話には出てきていないところです。

ただ、お薬手帳というのは、先ほども言いましたけれども、薬剤情報という形で、マイナンバーカードをお医者さんの前で、私の薬剤情報を持っていていいですよ、特定健診の情報を持っていていいですよということ、でマイナンバーカードをかざすとその情報が入ってくるというメリットはあります。

○中妻委員 メリットを出す工夫を、区でもしていただきたいなと思います。

よろしく申し上げます。以上です。

○会長 ほかの委員、河野委員。

○河野委員 この10ページの図は、今後、令和3年から始まるとこうなりますよといったところですけども、今現在、私も知らなかったですが、当然、保険証を使って保険をもらっている以上、私がどういうお医者さんにかかって、どんなお金を払っているみたいな情報が、国保の方にあるんだなというのは理解していたんですけど、例えば、薬剤情報という場合に、どういうお薬使っているのかということですよ。

そういう情報って、令和3年からこういうデータも全部入るということではなくて、今も入っていて、つまり、このデータはここにあることになっていて、誰がいつ収集して、ここに入れるんだろうというのを全然理解できていなかったんですけども、今、どうなっているのかと、あと、令和3年からになりますとデータがどうやってここに入るのですかというのが分からなくて、教えてください。

○会長 国保年金課長、お願いします。

○国保年金課長 例えば、私どもが持っているのは国民健康保険に入っている方の情報だけでございますけれども、病院の方から、この人はこういう医療行為を受けました、薬局の方から、この人にはこういう薬を出しましたということには、まず診療報酬の請求があります。それが、その情報として最終的には区の方に流れて、区はそのお金を払うというところで、その情報を持っているというところでございます。

あくまでも、その方の、このAさんという方が、こういう病院にかかって、こういう薬を出したというふうな情報でございますので、それは今も既に板橋区が持っている。その部分については、レセプトデータということで、この病気にかかって、この薬は正しいかという審査もやります。薬も3カ月出していいもの、2週間しか出していけないものというのがありますので、そういうような情報も審査というところでやっているというところが、国民健康保険の場合には国保連合会の方に委託をしてやってもらっているというところで情報が既にあるというところですよ。

○河野委員 病院にかかると、コンピュータか紙か知らないけれども、病院の人は、そういうデータを全部国保に送って、それでデータとして蓄積されていくという形になっているんですか。

○国保年金課長 説明が悪かったところで、すみません。

こちらの10ページの表を見ていただきますと、今、下の方に保険医療機関・保険薬局等というところがあります。ここの⑧というところで紹介しておりますが、ここのところが、今、薬局・病院が請求をするのもこの⑧のネットワークを使っている。それで、診療

報酬、支払基金だったりとか、国保連、国保中央会とか、そういうところにデータを送って、そこから仕分けされて、板橋区の方に来るという形でございます。

○河野委員 一々、情報を送っているのですね。ありがとうございます。

○会長 そうなっています。例えば、私どもが旅先でお医者さんにかかったとき、旅先の医療機関が、日本中の自治体に全部請求書を送らなければいけない。それを省略して一元管理して、仕分けをして、保険者の方に振り分ける、そういう仕事をしている。

○河野委員 一方的にデータを入れるだけだった医療機関が、見ることができるのだということですよ。この特定健診データとか、薬剤情報とかは。

○会長 そうです。その二つについては。

○河野委員 私たちにとっては便利というか、また適切な診察を受けるためには、自分の情報はお医者さんには見てもらいたいじゃないですか。その幅が広がるということで、いいということでは。

○岩隈委員 別の書類をお医者さんにもらいに行ったりする必要がなくなる。

○河野委員 健康診断の結果をいつも持ち歩かなくても、これを見ると「去年の健診で、あなたはこうでしたね」と言ってもらえるということで、いいことということで。

○会長 それがいいことかどうかという。

○河野委員 でも、適切な診療をしてもらうために医者に行くわけだから、自分の情報はなるべく渡そうと、一般的には思うかなという気はいたします。

○会長 私のように、その場限りでお医者さんに怒られなければいいやといった間違っただ患者からすると、よろしくないということになります。

○河野委員 それが、包み隠さずになってしまうと、中性脂肪が多いですよということを言いたくなかったけれども、ばらしちゃうということですね。

分かりました。ありがとうございます。

○会長 ほかは、いかがでございましょうか。

さて、そういたしますと、まず先ほどの付議の1番目の件でございます。

国の新しいシステムの運用の変更に伴って、当区も先ほど幾つか懸念が表明されました。

とりわけ、一番現場であります保健医療機関、薬局等のところにおける個人情報の取り扱いについては、懸念の残らないわけではない。それについては、区として、国からきちんとした情報を収集すること及び保険者としてできる限りの対応を関係機関に求めるということ、機会を捉えて行うということをお願いした上で承認するということがで

しょうか。どうぞ。

○荒川委員 私は、それだけ保障されること部分でも、今、答弁の中では結構出てきているのですが、今の段階で、個人情報をかざすだけで、マイナンバーを、それだけでいったことだったり、これだけ情報が多岐にわたっている部分もあるので、私としては、賛否を今回は保留したい。

○会長 分かりました。今、荒川委員の方からそのような申し出がございました。

どういたしましょうか。申出が事前にごございましたので、採決という形にさせていただいて、賛成の方の採決を求めたときに、賛成にはまだという委員には挙手されないという形で意志を表明してもらおうという形で、よろしゅうございましょうか。

では、本件は採決に付したいと存じます。

本件承認に賛同される方の挙手を求めます。

(挙手)

○会長 賛成多数と認めます。

それでは、本件は賛成多数で承認されました。ということにさせていただきます。

さて、それで付帯的な提案でございます。

2番目のところなのですが、先ほどございましたように、実際の作業基準からしますと、次回当審議会の前に内部的な部分、区役所内部で行う部分が必要であるということで、それは、具体的には電算記録の項目追加というものであります。したがって、これに対応した実態を示すために、特定個人情報保護評価書の変更が必要となるということについて、小委員会に委任賜るというところについてのお諮りでございます。

先ほど言い忘れたのですが、これは、あくまで保護評価書の記載という手続の問題ですので、実は、先ほど申し上げましたように委任いただきまして、それで国の個人情報保護委員会にファイルするわけですが、その後、こちらに、3月にご報告したときに、報告の結果、何か問題が明らかになりましたら、保護評価書をもう一回作り直すということは、当然、区としてできるわけです。ですので、承認いただけなかった保護評価書が、未来永劫そのままということはありません。

それは、手順としてどこが変わるかということ、委任いただくと、3月の審議会の前に国の個人情報保護委員会に報告が、年度内に出せるということになる。それから実際に作業ができるということが1番です。

ただし、それをやってしまった場合に、当審議会でのリスクチェックが手続的にできて

いないのではないかということが当然あると思うのですが、それについては、一度ファイルした評価書を、もう1回、次の報告書として修正するという手続によって直すという形です。

ですから、修正の仕方が、内部で修正して国の方に挙げるタイミングを遅らせるのか、それとも、一旦挙げておいたものが、ここで、もし問題が発見されたときには、もう一回出すという形で、2通出すことになるのか。そういう違いでございます。

したがって、当審議会の、本体委員会としてのチェック機能というものが、実際に損なわれるというよりは、むしろ手続的に1段階で済ませるか、2段階なのかというところの違いだというふうにご理解をいただければよろしいかと思います。

この点につきまして、いかがでございましょうか。

どうぞ、中妻委員

○中妻委員 現場の円滑な作業が必要と思われまますので、一旦、承認を委託して、後から本審議会でチェックをするという形がよろしいのではないかと思います。

○会長 事務局の提案のとおりでよろしいのではないかと、今、中妻委員のご発言です。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○会長 では、その点につきましては、そのようにさせていただきます。

ありがとうございます。

では、3月に報告という形で、報告について了承いただけずに大きな問題も、そこで改めて気が付けた場合には、評価書の改定を行うという形で承認させていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

重要な問題でございますので長く時間を取りましたけれども、以上で、まず当初の諮問事項2件について終わりました。

川原委員から事前に、本日11時ぐらいまでしか時間をお取りいただけないということになっておりました。ちょうど切れ目のいいところでございますので、どうぞ退席なさってください。

○川原委員 申し訳ありません。失礼いたします。

○会長 さて、それでは2番目の議題でございます。

特定個人情報保護評価に移りたいと思えます。

本日ご審議いただきますのは、「住民基本台帳に関する事務」の全項目評価書、「地方税の収納管理に関する事務」重点項目評価書、「介護保険の資格に関する事務」重点項目評価書、「国民年金に関する事務」重点評価書の一定期間経過前の再実施。「国民健康保険に関する事務」重点項目評価書の再評価になります。

なお、本日予定しております報告事項のうち、小委員会審議状況報告につきましては、特定個人情報保護評価に関し、9月30日に改正しました、先ほどから話題に出ている小委員会の報告ですので、本議題とあわせて報告するという事で、効率的に議事を進めてまいりたいと存じます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、小委員会における評価書の第三者点検の結果とあわせて、事務局から説明をお願いいたします。

○区政情報課長 それでは、今、会長からご説明がありましたように、議題の2と、それから報告事項の1について、まとめてご説明させていただきます。まずは、資料の説明に入る前に概略をご説明させていただきます。

「住民基本台帳に関する事務」全項目評価書、続いて、「地方税の収納管理に関する事務」重点項目評価書、そして、「介護保険の資格に関する事務」重点項目評価書、最後に、「国民年金に関する事務」重点項目評価書の4項目の一定期間経過前の再実施につきましては、マイナンバー法及び特定個人情報保護評価に関する規則に基づきまして、評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価の再実施をするよう努めるものとさせていることを受けまして、実施するものでございます。

「国民健康保険に関する事務」重点項目評価書につきましては、本日ご審議いただきました国民健康保険業務における委託業務の追加等により、重要な変更が生じたことによる再評価となります。

第三者点検においては、変更箇所と既存の評価者の内容の整合といった観点を中心に評価をいただき、システムに変更がないことから、大幅な修正を行う必要がないことをご確認いただきました。

それでは、資料の説明に入りたいと思います。

お手元に資料の2-1をご用意いただければと思います。

今ご説明しました4項目が表のように記載されております。

まず、1ページ目でございますが、住民基本台帳に関する事務【全項目評価書】（資料2-2）というふうに記載されております。項目でございますが、左側から変更する項目、

続いて、変更前の記載、そして変更後の記載、最後に備考欄というふうになっております。

まず、左端のNo. というふうになっておりますが、これが1番から始まっておりますけれども、続いてページが記載されております。見方をご説明させていただきますが、資料の2-2をお手元にご用意いただけますでしょうか。

資料の2-1の23というふうに記載されております。こちらの資料2の23ページをお開きいただきますと、23ページの一番上に項番の6. 特定個人情報の保管・消去という項目がございます。

その中の②の、その妥当性という項目、住民票の除票はというところ、ここが網かけになっております。

それから、続いて③の消去方法、＜当区における措置＞の部分の次の行が網かけになっております。平成26年6月20日以降にという部分でございます。

それが、資料2-1の1行目でございます。そこに該当しております。

今回、住民基本台帳法施行令等の一部改正による保存期間の変更（150年に変更）というふうになっております。

そのように、この資料をお読みいただければと思います。

それから、資料2-1の3項目目、資料の2-2の24ページをお開きください。

こちらの方をご覧くださいますと、（別添2）特定個人情報ファイル記録項目というふうにたくさん項目が載っておりますけれども、（1）住民基本台帳ファイルで1、住基異動ファイル（75項目）の75が網かけになっております。

それから、この表の一番最後の4項目、旧字漢字、旧氏かなというふうになっておりますが、その4項目が網かけになっております。

それから、項番の2の方の住基履歴ファイルの96項目の96が網かけになっておりまして、最後の旧字漢字、旧氏かなという部分も網かけになっております。

この部分は、資料2-1の3項目目の備考欄をご覧くださいますと、住民票、マイナンバーカード等に旧氏を記載する制度改正に伴う記録項目の変更という部分で表されている部分でございます。

以下、同様に資料の2-3から2-5まで、このような見方をご覧くださいます。

資料2-1にお戻りください。

1ページ目、今申しあげましたように、住民基本台帳に関する事務に対しましては、今

触れました右端の備考欄がございますように、1項目目の150年間に変更、それから、3項目目にあります旧氏を記載する制度変更という部分が、この2項目が住民基本台帳に関わる部分で、今回変更となった部分でございます。

それでは、資料の2-1の2ページをご覧ください。

二つ目の地方税の収納管理に関する事務【重点項目評価書】の部分でございます。

これは、全部で6項目ございますが、全部同じ理由で変更になってございます。

備考欄をご覧ください。住民基本台帳ネットワークを利用した滞納者等の住所等の調査のための変更で、今回変更となったものでございます。

それから、続いて3ページ目をご覧ください。

介護保険の資格に関する事務【重点項目評価書】に関しましては、再実施により変更する項目はございませんでした。

そして最後、国民年金に関する事務【重点項目評価書】に関しましては、備考欄をご覧くださいと、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度の開始に伴う変更ということで、2件変更がございました。

あと、最後に、その他というふうに記載がございます。

マイナンバー制度開始後のシステム運用状況について、システム自体に変更はございませんでした。

ということで、こちらのご説明は終了させていただきます。

続きまして、お手元の資料3をお開きください。

令和元年度第1回小委員会審議状況報告（概要）という資料を、資料3としてご用意させていただきました。

記載日時、開催場所、出席者、議題等はこちらのとおりでございます。

1ページ目の最後の項目、会議概要の項番1の小委員会の目的につきましても、先ほど触れた内容でございます。

項番の2、説明要旨でございます。再実施に当たりまして、システムに大幅な変更等がないことから、評価書を大幅に修正する必要が生じてございませんでした。

(1) 主な変更内容について、①「住民基本台帳に関する事務」全項目評価書につきましては、住民票の除票等の保存期間が消除等を行ってから150年間保管することとなったこと、住民基本台帳に旧氏を記載することになったことによる記載の変更でございます。

2ページ目をご覧ください。2項目目、②でございます。

「地方税の収納管理に関する事務」重点項目評価書につきましては、新たに住民票台帳ネットワークシステムを事務で利用することにしたこととしたことによるシステム名の追加等でございます。

③「介護保険の資格に関する事務」重点項目評価書につきましてはの変更項目はございませんでした。

④「国民年金に関する事務」重点項目評価書につきましては、産前産後期間の保険料納入制度の納入に伴う変更でございました。

(2)として、その他でございます。「住民基本台帳に関する事務」全項目評価書につきましては、第三者点検に先立ちまして、ご覧の期間に意見聴取を実施いたしましたが、意見は寄せられませんでした。

続きまして、項番3、審議概要でございます。(1)審議内容でございます。

評価書の修正に係る主な指摘でございます。

なお、内容の修正に当たりましては、状況の整備が必要であったため、委員長一任として調整を行った経緯がございます。

①でございます。

まず、最初に「住民基本台帳に関する事務」全項目評価書につきましては、Ⅱ-6の③消去方法に「5年経過のデータに対するアクセスを制限している」とありましたが、改正により5年保存と150年保存が混在するとすれば、それぞれどのような対応を取るのか不明確であるという点がございました。

そして、現段階では150年保存のみが存在していることから、「5年経過後のデータに対するアクセスを制限している。」を、「平成26年6月20日以降に削除または改正した住民票の除票に係るデータは、150年間保存するため、当面の間、消去は行わない」に修正いたしました。

②「住民基本台帳に関する事務」全項目評価書につきましては、Ⅲ-7、リスク3消去手順に、「システム上、住民基本台帳施行令第34条に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報及び削除者の本人確認情報を消去する仕組み」とありましたが、150年後の消去に関する仕組みのみを記載するのは適切ではない、5年ごとのデータを全て消去した後は150年間対象となるデータにつき、消去できないような仕組みにする旨の記載を検討すべきであるというご指摘でございまして、現段階では150年保存のみが存在していること、通常の方法ではデータの消去ができない仕組みにな

っていることから、「システム、上住民基本台帳施行令第34条に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報及び削除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。」の前に、「住民票台帳施行令第34条に定める期間においては、業務アプリケーションの設定により、消去できない仕組みとなっている。」を追記するということになりました。

(2)として、審議結果でございます。

小委員会での審議、修正によりまして、一定期間(5年)経過前の再実施を行った住民基本台帳に関する事務、地方税の収納管理に関する事務、介護保険の資格に関する事務、国民年金に関する事務を小委員会として承認し、次回審議会、本日でございますけれども、に上程することとしたという結果でございます。

そして、本日審議会のご承認が得られれば、その旨、区長に答申したのち、審議会への答申をもとに、区長が評価書の変更を決定いたしまして、計画管理書とあわせて、国の個人情報保護委員会に提出、公表するという手続になるというものでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

私は小委員会の委員長も兼ねておりますので、その立場ということで答申案をご報告し、承認を求めたいと存じます。

小委員会の答申案は、「住民基本台帳に関する事務」全項目評価書、「地方税の収納管理に関する事務」重点項目評価書、「介護保険の資格に関する事務」重点項目評価書、「国民年金に関する事務」重点項目評価書に関し、区長が行った一定期間経過前の再実施について、適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、特定個人情報ファイルの取り扱いに伴い、個人のプライバシーへの影響を持つ可能性がある事項について適切に評価するとともに、リスク対策を講じられていることが確認されたため、本評価書を承認するというものでございます。

ただいまの事務局の報告及び私の提案を一括いたしまして、質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

では、中妻委員どうぞ。

○中妻委員 特定個人情報の重点項目評価ということですがけれども、リスク対策につきましては、当初からかなり厳しい目で見られていたということもありまして、今のところ概ね大きな問題は起こっていないという認識であります。

むしろ、特定個人情報の活用を進めてくれということ、しばしば当審議会でも言わせていただいているところで、例えばマイナンバーカードの普及率が十分ではないのではないかと、先ほど申しましたが、それを活用することによるメリットなどを出して行って普及を進めて行って、業務の効率化や住民メリットに繋げて行っていただきたいという思いがあります。

そういう観点からお伺いしたいのは、資料2-6が分かりやすいのですけれども、今まで、区がこのように取り組んできましたというところがあるのですが、基本的には国との連携や、国の事業に追従していったというところが多いのではないかなと思うのですけれども、区としてもう少し、マイナンバーを活用したサービスというのを検討していった方がいいのではないかと、そこについての現在の状況をお伺いしたいのと、もう一つは、マイナンバーが一番活用が期待されていたところというのは、収入状況に応じた適切な課税ということではないかと思うのです。

こちらで、例えば複数の収入先がある場合に、マイナンバーにそこが紐付けされて、適切な課税を行われるということが期待されていたと思うのですが、そこが現在、きちんと、当初考えていたとおり機能しているかどうかということ余り気にしていなかったもので、この機会に確認させていただきたいと思います。

2点お願いいたします。

○会長 せっかくの機会ですので、担当課から、まず最初は、これは事務局ですか。IT推進課長をお願いします。

○IT推進課長 IT推進課長です。

マイナンバーカードの利活用のお話をいただきました。板橋区としましても、今現在全国の自治体でマイナンバーカードの独自利用、国の制度とは別として、どういう活用をしているのか調査しておりますけれども、板橋区において、これを導入したら、もっとマイナンバーの申請が進むのではないかと、まだ掴めていないという状況でございます。

引き続き、国の動きも含めまして、全国の自治体のマイナンバーカードの利用状況を調べながら、適切にその利用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○会長 ありがとうございます。

1点目はそれで、課税の問題は、これは税関係の課長さん、どなたが分かりますか。

○納税課長 納税課長です。

○会長 お願いします。

○納税課長 マイナンバーカード、マイナンバー、個人情報を使って課税賦課というよう
な話もごございます。

私も納税課長というところで、詳しくは存じ上げていないところではあるのですけれど
も、基本的には、特別徴収義務者、そちらの方には個人番号を従業員が知らせるところ
がごございます。その個人番号を利用して、課税課等、今回納税課でも個人番号を利用
させていただいているところで、出しておりますけれども、今後、しっかりとした利用が
進んでいくのかなというところでごございまして、まだ全てが全てというふうではないと認
識はしているところでございます。

○中妻委員 まだまだ、取り組みが道半ばだと認識しておりますので、ぜひよろしく願
いいたします。

○会長 ありがとうございます。他はいかがでございましょうか。

よろしいですか。

(はい)

○会長 それでは、本件につきまして承認ということで、区長に上申を申し上げて、区
の方へ反映していくということで進めてさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、報告事項に移ります。

まず、資料4-1、胃がん・肺がん検診についての誤送付について、健康推進課長から
改めて報告をいただきます。

お待ちください。席を入れ替えております。

○会長 すみません、お待たせいたしました。

それでは、こちらの資料では4-1でございしますが、胃がん・肺がん検診の受診券の誤
送について、健康推進課長から、改めてのご報告をお願いいたします。

○健康推進課長 健康推進課長でございます。

お手元の資料の4-1の方をご覧くださいと思います。

胃がん・肺がん検診受診券の誤送付についてでございます。

事故の概要でございますけれども、私どもの方でお願いしている委託業者さん等で胃が
ん・肺がん検診受診券の誤送付事故が発生したものでございます。

発生日時は、平成31年4月5日金曜日でございます。対象者は1名、個人情報の内容

といたしましては、住所、氏名、生年月日、西別の4項目でございます。

経過でございますが、4月5日金曜日に、4月18日に予定しておりました胃がん・肺がん検診の受診券63通を受信予定者に発送したものでございます。

受診券は、委託事業者が発行、封入、投函を行い、郵便の発送は区が行っております。4月8日月曜日、受診予定者からご自身の受診券のほかに、他人の受診券1枚が同封されてきたというご連絡がございました。

同日、誤送付先の受診予定者を訪問いたしまして、謝罪の上、誤送付した受診券1枚を回収したものでございます。

4月9日火曜日、誤って別人に受診券を送付された受診予定者を訪問いたしまして、謝罪の上、受診券を交付いたしました。同日、委託事業者の会社に対し、原因究明及び再発防止について指導を行ったものでございます。

7月9日に前回の保護審がございましたけれども、その際に指摘された検診未受診者4名に対しまして、区の方で受診券を送付されたかどうか調査いたしました。

7月11日の木曜日に、4名全て送付されたことを確認したものでございます。

続きまして、発生原因でございます。

受診券の出力、封入、投函作業及び発送の際にダブルチェックを行っていたところではございますが、チェックが不十分であったということで、印刷される受診券はA4サイズ1枚の用紙に2枚分の受診券が印刷される形ではございました。それを裁断機で裁断し、発送という形になっているので、今回は印刷枚数が63枚ということで、白紙の用紙が受診券に混入したのではないかと考えているところでございます。

再発防止策でございます。

封入後、2人体制でシステムから出力される受診券発行対象者リストと、窓あき封筒の対象者の住所、氏名を読み上げて、確認を行うというフローをつけ加えたものでございます。

全体、業者さんの方でフローの見直しをして、最後の手順を加えたという形になってございます。

それから、二つ目といたしまして、裁断の手間及びこれに伴うリスクを取り除くため、A4サイズ1枚の用紙に1名分の受診券を印刷するように帳票変更を行いました。

3点目でございます。

封入、封函業務の際に、受診券が混在することなく、余裕を持ったスペースで作業でき

るよう、委託事業者の事務スペースを拡大いたしました。

以上、3点の改善策を行って再発防止に努めているところでございます。

私からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

これにつきましては、ご記憶が曖昧になっている方もおられるかと思いますので、補足させていただきますと、前回の審議会におきまして、前回は7月9日開催でございました。

この経緯のところの5のところまでは済んでいるということで、発生原因の分析と再発防止策をいただいて、ご報告をいただいたわけですが、発生原因のところでは白紙の用紙が受診券に混入した可能性もあるという事実認識をお持ちだったわけですが、これが確定できていなかったということから、そうすると受診していない方のところに届いていないという1枚がある可能性が排除できない。

それについてはどうなのかという質問がここでございまして、その段階では、実はまだ調査がなされていなかったということでしたので、その点についての早急な調査をお願いした上での再報告をお願いするということになったわけでありまして。

結果的に、この5、経緯の(6)、二日後ということで、大変迅速にご対応いただきまして、検診の未受診者が4名であったわけでありましてね、最終的に、この4名全てについて、受診券は届いていたけれども、ご自身の都合で受けられなかったということで、この1枚がどこか行ってしまって、受診機会が失われたという不利益を受けた方はおられなかったということが確認できたというご報告でございました。

この点、よろしゅうございましょうか。

特にご質問、追加のご意見がなければ、よろしいですか。

(はい)

○会長 では、これは前回十分審査しておりますので、以上をもって確認したということで、ありがとうございます。

それでは、次に資料4-2でございます。

介護保険に係る認定調査票の一部紛失事故について、おとしより保健福祉センター所長から、報告をいただきます。

今、入れ替えをしております。若干お待ちください。

○会長 お願いいたします。

○おとしより保健福祉センター所長 それでは、まずこの度は区民方の介護保険の申請に必要な書類の紛失事故を発生させたことにつきまして、皆様に大変ご迷惑、ご心配をおかけいたしまして、お詫び申し上げます。

資料4-2に基づきまして、認定調査票の一部紛失事故につきまして、報告をさせていただきます。

1の事故の概要、2の発生日時、3の対象者でございますが、本年9月27日、おとしより保健福祉センターにおきまして、1名の方の、要介護を判定するための認定調査票が紛失する事故が発生いたしました。

4の個人情報の内容でございますが、氏名、被保険者番号、介護必要度に関する調査への回答内容となっております。

5の経過でございます。(1)9月26日に、おとしより保健福祉センターの窓口で認定調査票の提出をお受けいたしました。

このお受けいたしました認定調査票は、介護認定の所管である介護保険課の認定係で、区の交換便で送付いたしましたところでございます。

(2)翌27日の午前9時ごろ、区の交換便が介護保険課の認定係に到着いたしまして、職員が交換便を開封し、認定調査票を処理を行う委託職員の処理ボックスに入れたものでございます。

(3)その後、午前10時ごろ、委託職員が認定調査票の処理を行いましたところ、認定調査票で7ページのうち、3ページ目の部分がないことが判明しました。認定調査票が行き来いたしましたおとしより保健福祉センターと介護保険課におきまして書類の検索を行いました、発見に至りませんでした。

(4)30日に認定調査票のご本人のご自宅を訪問させていただき、お詫びを申し上げますとともに、認定調査票をご本人に代わり提出をいただきましたケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所を訪問いたしまして、お詫びを申し上げたところでございます。

(5)でございます。10月末におきまして、紛失した認定調査票は発見に至っていない状況でございます。

6の発生原因でございます。

(1)でございます。窓口で受理いたしました認定調査票につきましては、複数枚ある書類をクリップ留めで保管してございました。これは、その後、入力処理を行うことを考慮した処理でございました。クリップ留めでの保管のため、各作業過程で散逸する可能性

がございました。

(2) 窓口で受理をいたしました認定調査票の枚数確認につきましては、窓口での受理の際には、提出者の前で枚数確認を行っておりましたが、交換便による送付の際、おとしより保健福祉センターでの発送時の枚数確認と、介護保険課での受領時の枚数確認を行っておらなかったこと、この2点を発生原因として認識しているところでございます。

7の再発防止策でございます。

このたびの事故の発生を受けまして、記載のように事務の見直しを行ってございます。

①受付作業に係る見直しでございます。

アといたしまして、提出者とともに認定調査票の枚数を確認し、提出名簿、これは事業者が複数の被保険者の方の書類を提出されることが多いため、個々の認定調査票の頭につけ、どなたの書類を提出するのかが記された名簿でございます。この提出名簿につきまして、新たに被保険者のお名前の横に、提出された認定調査票の枚数を新たに記載することといたしました。

イでございます。受付後、提出者立ち会いのもと、認定調査票は全てホチキス留めとすることにいたしました。

②受付後の保管場所に係る見直しでございます。

これまで、交換便で送付するまでの間、認定調査票の保管場所につきましては、複合機の近くにあり、ファクス、複合機から排出された書類と混在するリスクがございましたが、そのリスクを排除するため、ファクス、複合機から離れた場所にある窓口職員の作業スペース内の引き出しつきの収納棚に保管場所を検討する。

③でございます。交換便作業に係る見直しでございます。

交換便の発送時と受領時ともに複数の職員で個人ごとの認定調査票の枚数を確認いたしまして、提出名簿の各被保険者の指名の横に記載された枚数と合致しているかを新たに確認することにいたしました。

今後、こうした再発防止策を実施することによりまして、事故を再発させることのないよう、引き続き、意識を持って業務に当たってまいりたいと存じます。

説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

ご質問、コメント等はございませうか。

では、今度は荒川委員からにませうか。

○荒川委員 一つ聞きたかったのは、一番最後に、交換便作業に係る見直しのところで、最低2人ということで、私が聞き漏らしていたら申し訳ないのですけれども、この時は2人、あるいは1人しかいなかったということなのか事故現場とか、そういう常にやっているということなのか、これが何かよく分からなかったのもう一度すみません。

○会長 所長お願いします。

○おとしより保健福祉センター所長 確認につきましては、職員2人でダブルチェックをしておりました。交換便を発送する際に、毎日の終わりに提出名簿に基づきまして、その提出名簿に記載されている被保険者の方の認定調査票があるか、これを複数の職員で確認しておりましたが、その確認は件数だけの確認にとどまっております、書類の枚数というものを確認しておりませんでしたので、その枚数の確認を含めて、2人、複数の職員で行うということで、新たな対策としてお示しさせていただいているところでございます。

○会長 よろしいですか。

では、どうぞ。中妻委員。

○中妻委員 これは、結局、書いていただいた認定調査票のうちの1枚を紛失したということですので、結局、その記述をどうしたのか。もう一度書いていただいたということになってしまったのかということと、これによって、認定に遅滞が生じたとか、そういうことがないかどうかを確認させてください。

○会長 はい、どうぞ。

○介護保険課長 介護保険課長です。

こちらは、紛失が判明しまして、調査を行った居宅介護支援事業者さんの方に、すぐに連絡させていただいたところ、介護保険課からの問い合わせに備えてコピーを取られていたということでしたので、色々な状況確認のときに、そのコピーを持ってきていただいて、その3枚目はコピーを持って認定調査の方を進ませていただいたので、ご本人様の認定結果に支障が出るということはありませんでした。

○中妻委員 それはよかったです、書いていただいたものを紛失というのは信頼問題に関わりますので、この再発防止策はよろしいかと思っておりますので、ぜひ、今後は、どの時点でなくなったかというのが分からないのも問題だと思っておりますので、再発防止策を十分に行っていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○会長 さかまき委員、どうぞ。

○さかまき委員 確認なのですが、再発防止策を打った以降は、二つ確認ですが、ホチキ

ス留めしたものは、この改善後の運用の中では、こちらを解くという機会はないかどうかということと、あとは、従来もそうなのですけれども、ホチキス留めした書類は、ホチキス留めした状態で束になって重なっていくのか、ホチキス留めしたものをクリアファイルか何かにとじたりするという事になっているのかという、その2点だけ確認させてください。

○会長 どうぞ、課長。

○介護保険課長 介護保険課長です。

まず、1回入力するという作業が、スキャナーで読み込むということがございますので、1回外します。

スキャナーで読み込んだ上で、またホチキス留めをして、ホチキス留めした段階のものを、クリアファイル等には入れないで、ホチキス留めのまま積み重ねの保管という形になります。

○さかまき委員 わかりました。

○会長 よろしいですか。どうぞ。

○さかまき委員 散逸したのが、クリップからホチキス留めというので、クリップだったということは、ばらして使って、またとじるという作業がどうしても発生するという事なのですけれども、ホチキス留めで防止はされたとは思いますが、より気をつけていただいて。

ホチキス留めから、最後の7枚目がぐるっと外れることもあるのかなとは思いますが、ぜひ、そういうことが起きないようにしていただければと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。どうぞ。

○岩隈委員 この3ページの記載事項は何だったのですか。

○会長 どうぞ、所長

○おとしより保健福祉センター所長 3ページ目でございますけれども、こちらにつきましては、ご本人の生活の状況ということで、視力でありますとか、聴力でありますとか、また、ご自身の移動に関する状況について、介助が必要かどうかといったことなどをお聞きする内容となっております。

○岩隈委員 そうすると、かなりセンシティブなものが見つかってはいないということなんですね。当然ですけれども、途中ではあるけれども、それでご本人のお名前とかは特

定できるわけですね。分かりました。なくなったものは慎重に扱うべきものだと思います。

あとは、これはすぐには難しいかと思うのですけれども、拝見しているとお一人お一人の情報のボリュームが多いものようですし、業者さんとのやり取りが入りますから、すぐには難しいかと思うのですけれども、こういうものこそ電子化を図るということで、本当にやるとなると予算も時間もかかると思うので、そういった検討を関係のある部署で始められたらいかかなと思いました。

あと、これはどれぐらいの時間単位で動くか分からないのですけれども、例えば1年間でどれぐらいとか、1カ月でどれぐらいとか、発生数はどれぐらいの資料なのか。

○会長 では、所長。

○おとしより保健福祉センター所長 それでは、まず件数の状況の方を、ご案内させていただきたいと思います。

窓口におきまして、介護保険の認定の申請等、更新等をしてしておりますが、その現在の受理状況でございます。

おとしより保健福祉センターの方になりますけれども、1年間を通しまして、新規で895件、更新で4,153件の申請をお受けしているという状況がございます。

また、本庁の介護保険課の窓口では、新規が6,442件、更新が9,921件ということで、かなり大量に申請を受け付けている状況になっております。

○岩隈委員 そうすると、電子化するメリットはあるように思いました。

○おとしより保健福祉センター所長 今ご指摘がございましたように、書類の現物を交換便でやり取りするというような作業をしております。そうした中では、今回のような紛失というところがあるところがございますが、再発防止に取り組んでいく中で、そうした電子でのやり取りということにつきましては、事務の手順ですとか、そういった全体を検討しながら、今後、私どもとしても研究してまいりたいと考えているところでございます。

○岩隈委員 作業はスキャナーで読み込むとおっしゃっていたから、最後は電子データになるわけですね。だから、それをもう少し早めたり、移動の前にできると大分リスクは減るのかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。

今の件を含めて、再発防止をさらに深化していただけるという方向で、ご検討いただけるということでありますので、報告としては了承ということにしたいと思っておりますけれども、

よろしいでしょうか。

(はい)

○会長 ありがとうございます。

本日の議題は以上をもちまして全て終了いたしましたので、閉会としたいのですが、事務局から、若干、前回の審議会との関係で枠外での報告をいただくことが若干あるようですのでお願いいたします。

○事務局 1件、資料はございませんが、ご報告させていただきます。

前回の審議会で、田中委員から工事関係の書類の情報公開請求について、過去に明細書が公開される場合と、されない場合があったが、どういった基準によるのかという趣旨のご質問をいただきました。

所管課に確認しましたところ、実は公開請求書の記載内容により対応が異なったことが判明いたしました。

同一の請求人からの請求ではございましたが、時間が経っておりますので、同じ方からの請求だったかどうかさえも、よく調べなければ分からなかったものでございますが、1回目は、請求書の記載が仕様書全般の公開を求めるものである場合には、明細書も含めて公開しておりました。

2回目の請求では、請求書の記載が、個別に電気工事仕様書、街灯工事仕様書、図面等と記載されておきまして、明細書の記載がない場合には明細書を公開しておらなかったということが判明いたしました。

所管であります私ども区政情報課におきましては、請求者の請求意図を正確にくみ取りまして、所管課と綿密に連絡を取りながら、今後こういったことがないように対応していきたいというふうに考えております。

以上、報告とさせていただきます。

続きまして、次第の下部にも記載されておりますが、次回の審議会でございます。

来年、令和2年3月13日（金）午後2時から、場所は南館4階災害対策室、または、3月16日（月）の午後2時から、場所は同じく南館4階災害対策室を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

正式な開催のご案内につきましては、事務局から改めてご通知いたします。

本日は、非常に長時間にわたりましてありがとうございました。

○会長 審議は以上なのですが、実は、新谷委員が長くこの審議会にお勤めいただいたの

ですけれども、本日までご退任というお申し出があったというふうに伺っております。

一言ご挨拶を。

○新谷委員 私は民生・児童委員の熊野地区の会長をして、約9年間務めさせていただきました中で、この個人情報保護審議会の方のメンバーとして出るようにというふうに、多分、役目柄だと思います。

今回、11月で任期を満了いたしまして、民生・児童委員を退任することになりました。

次期、どなたかの会長さんがなさるとお思いますので、また一つ、よろしく願いいたします。

長いこと、ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

当審議会の委員だけではなく、本当に民生・児童委員としても長い間ご活躍いただいたと伺っております。本当にありがとうございました。

○新谷委員 とんでもございません、ありがとうございました。

○会長 それでは、本日は散会にいたします。お疲れさまでした。

午前11時40分 閉会